



# 三重県公報

令和7年3月25日（火）

第 602 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

| (番号) | (題 名)                                                                            | (担当)             | (頁) |
|------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----|
|      | 規 則                                                                              |                  |     |
| 16   | 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則                                                              | (児童相談支援課)        | 3   |
|      | 告 示                                                                              |                  |     |
| 179  | 防災対策部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示                                                        | (地域防災推進課)        | 20  |
| 180  | 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定                                                        | (長 寿 介 護 課)      | 20  |
| 181  | 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定                                                      | ( 同 )            | 21  |
| 182  | 生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定                                                  | (地 域 福 祉 課)      | 21  |
| 183  | 生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出                                                    | ( 同 )            | 22  |
| 184  | 生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出                                                   | ( 同 )            | 22  |
| 185  | 生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出                                                   | ( 同 )            | 22  |
| 186  | 生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定                                                 | ( 同 )            | 23  |
| 187  | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定  | ( 同 )            | 23  |
| 188  | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出      | ( 同 )            | 23  |
| 189  | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出     | ( 同 )            | 24  |
| 190  | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出     | ( 同 )            | 24  |
| 191  | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定 | ( 同 )            | 24  |
| 192  | 児童福祉法施行細則第22条の規定による徴収額の一部を改正する告示                                                 | (児童相談支援課)        | 25  |
| 193  | 農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新                                                       | (農産物安全・流通課)      | 25  |
| 194  | 保安林の指定施業要件の変更に係る通知                                                               | (治 山 林 道 課)      | 25  |
| 195  | 同件                                                                               | ( 同 )            | 27  |
| 196  | 同件                                                                               | ( 同 )            | 29  |
| 197  | 内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更の認可                                                | (水産資源管理課)        | 35  |
| 198  | 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出                                                    | (中小企業・サービス産業振興課) | 35  |
| 199  | 同件                                                                               | ( 同 )            | 36  |
| 200  | 同件                                                                               | ( 同 )            | 37  |
| 201  | 同件                                                                               | ( 同 )            | 38  |
| 202  | 県道の路線廃止及びその関係図面の縦覧                                                               | (道 路 管 理 課)      | 38  |
| 203  | 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧                                                               | ( 同 )            | 38  |
| 204  | 水防法の規定による高潮浸水想定区域の指定                                                             | (港 湾 ・ 海 岸 課)    | 39  |
| 205  | 都市計画事業の事業計画の変更認可                                                                 | (下 水 道 事 業 課)    | 39  |

|     |                  |          |    |
|-----|------------------|----------|----|
| 206 | 都市計画事業の事業計画の変更認可 | (下水道事業課) | 39 |
| 207 | 同件               | (同)      | 40 |
| 208 | 証紙の販売人の指定の取消し    | (出納局)    | 40 |

#### 内 水 面 告 示

|   |                       |              |    |
|---|-----------------------|--------------|----|
| 1 | 第五種共同漁業権に係る令和7年度目標増殖量 | (内水面漁場管理委員会) | 40 |
|---|-----------------------|--------------|----|

#### 公 告

|                     |           |    |
|---------------------|-----------|----|
| 浄化槽法の規定による指定検査機関の指定 | (大気・水環境課) | 41 |
| 農用地利用集積等促進計画の認可     | (担い手支援課)  | 42 |
| 同件                  | (同)       | 42 |
| 公共測量が終了した旨の通知       | (公共用地課)   | 52 |
| 都市計画事業の認可を受けた旨      | (都市政策課)   | 53 |
| 都市計画事業の変更認可を受けた旨    | (同)       | 53 |
| 同件                  | (同)       | 53 |
| 開発行為に関する工事の完了       | (建築開発課)   | 53 |

#### 特 定 調 達 公 告

|           |           |    |
|-----------|-----------|----|
| 落札者を決定した旨 | (秘書課)     | 54 |
| 同件        | (管財課)     | 54 |
| 同件        | (技術管理課)   | 54 |
| 同件        | (消防学校)    | 55 |
| 同件        | (斎宮歴史博物館) | 55 |

## 規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県知事 一 見 勝 之

### 三重県規則第十六号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和二十九年三重県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 改 正 前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（費用の限度）</p> <p>第十九条 （略）</p> <p>2 法第二十二條第一項及び法第二十三條第一項本文に規定する措置をとつた場合において、入所後の保護につき、法第四十五條の最低基準を維持するために要する費用、法第二十六條第一項第二号又は第二十七條第一項第二号に規定する指導を委託した場合におけるこれらの指導に要する費用、法第三十三條の六第一項に規定する児童自立生活援助の実施に要する費用、法第三十三條第一項及び第二項に規定する一時保護業務を行つた場合におけるこれらの一時保護に要する費用並びに法第二十七條第一項第三号に規定する措置をとつた場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき法第四十五條の最低基準を維持するために要する費用（里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を含む。）の額は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和五年五月十日こ安家第四十七号）」又は「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成十九年十二月十八日厚生労働省発障第百二十一万八千二号）」に従い、費目の種類第一欄に掲げる費用ごとに定められた算定方法により算定された金額の合計額とする。</p> <p>（費用の徴収）</p> <p>第二十二條 法第五十六條第二項の規定により、法第五十條第五号、第六号、第六号の二又は第七号から第七号の三までに規定する費用（同条第七号に規定する里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を除く。）について徴収する額は、告示する。</p> <p>（措置に要する費用の請求）</p> <p>第二十四條 第十九條第二項に規定する費用の請求は、必要な書類を添えて、第三十号様式により、速やかに、知事に提出しなければならない。</p> <p>（県費負担金の交付申請）</p> <p>第二十五條 市町長は、翌年度における法第五十一條第一号の二、第三号又は第五号に規定する費用で、県費負担金の交付を受けようとするものにあつては第三十二号様式により、市町歳入歳出予算書の抄本又はそ</p> | <p>（費用の限度）</p> <p>第十九条 （略）</p> <p>2 法第二十二條第一項及び法第二十三條第一項本文に規定する措置をとつた場合において、入所後の保護につき、法第四十五條の最低基準を維持するために要する費用並びに法第二十七條第一項第二号に規定する措置をとつた場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき法第四十五條の最低基準を維持するために要する費用の額は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成十一年四月三十日厚生省発児第八十六号）」又は「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成十九年十二月十八日厚生労働省発障第百二十一万八千二号）」に従い、費目の種類第一欄に掲げる費用ごとに定められた算定方法により算定された金額の合計額とする。</p> <p>（費用の徴収）</p> <p>第二十二條 法第五十六條第二項及び第三項の規定により、法第五十條第五号から第六号の三まで、第七号及び第七号の二に規定する費用について徴収する額は、告示する。</p> <p>（措置に要する費用の請求）</p> <p>第二十四條 第十九條第三項に規定する費用の請求は、必要な書類を添えて、第三十号様式により、速やかに、それぞれの措置権者に提出しなければならない。</p> <p>（県費負担金の交付申請）</p> <p>第二十五條 市町長は、翌年度における法第五十一條第三号又は第五号に規定する費用で、県費負担金の交付を受けようとするものにあつては第三十一号様式又は第三十二号様式により、市町歳入歳出予算書の抄本</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>の案の抄本を添えて、毎年別に定める日までに知事に申請しなければならない。この場合において市町長は、その市町歳入歳出予算書の抄本を添えることができなかったときは、その市町の歳入歳出予算の成立後、速やかにこれを知事に提出しなければならない。</p>                                                                                                                        | <p>又はその案の抄本を添えて、毎年三月末日までに知事に申請しなければならない。この場合において市町長は、その市町歳入歳出予算書の抄本を添えることができなかったときは、その市町の歳入歳出予算の成立後、速やかにこれを知事に提出しなければならない。</p>                                                                                                                           |
| <p>2 市町長は、県費負担金の交付決定後の事情変更により、その年間所要額に増減を生じ、県費負担金の追加交付申請等を行う場合は、第三十四号様式により、関係書類及び市町歳入歳出予算書の抄本又はその案の抄本を添えて、知事に申請しなければならない。</p>                                                                                                                        | <p>2 市町長は、県費負担金の交付決定後の事情変更により、その年間所要額に増減を生じ、県費負担金の追加交付申請等を行う場合は、第三十三号様式又は第三十四号様式により、関係書類及び市町歳入歳出予算書の抄本又はその案の抄本を添えて、知事に申請しなければならない。</p>                                                                                                                   |
| <p>(措置及び保育の実施に要する費用の実績報告)</p>                                                                                                                                                                                                                        | <p>(措置及び保育の実施に要する費用の実績報告)</p>                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>第二十六条 市町長は、法第五十一条第二号の一、第三号又は第五号に規定する費用について、年度が終了したときは（年度途中において施設の廃止等の事由により、措置及び保育の実施に要する費用の支弁が停止したときは、その日をもつて年度が終了したものとみなす。）、県費負担金について、第三十六号様式により、市町歳入歳出決算書抄本を添えて年度終了の年の六月末日まで（年度途中において措置に要する費用の支弁が停止した市町にあつては、その停止した日から二月以内）に知事に報告しなければならない。</p> | <p>第二十六条 市町長は、法第五十一条第三号又は第五号に規定する費用について、年度が終了したときは（年度途中において施設の廃止等の事由により、措置及び保育の実施に要する費用の支弁が停止したときは、その日をもつて年度が終了したものとみなす。）、県費負担金について、第三十五号様式又は第三十六号様式により、市町歳入歳出決算書抄本を添えて年度終了の年の六月末日（年度途中において措置に要する費用の支弁が停止した市町にあつては、その停止した日から二月以内に）までに知事に報告しなければならない。</p> |
| <p>2・3 （略）</p>                                                                                                                                                                                                                                       | <p>2・3 （略）</p>                                                                                                                                                                                                                                           |

第三十号様式から第三十六号様式までを次のように改める。

第30号様式(第24条関係)

|                                                                                                                                           |                  |            |     |      |     |     |     |     |     |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|------------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 年度                                                                                                                                        | 民生費児童福祉費児童措置費補助費 |            |     |      |     |     |     |     |     |     |
| <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> <p>ただし、児童福祉法第</p> <p>年 月 日</p> </div> <div> <p>による費用</p> </div> </div> | 金                | 措置費        | 請求書 | 請求総額 | 請求額 | 請求額 | 請求額 | 請求額 | 請求額 | 請求額 |
|                                                                                                                                           |                  | 円也         |     |      | 概算  | 払戻金 | 受入  | 返済  | 請求  | 請求  |
|                                                                                                                                           |                  |            |     |      | 差引  | 今期  | 請求  | 請求  | 請求  | 請求  |
| <p>月分として上記のとおり請求します。</p>                                                                                                                  |                  |            |     |      |     |     |     |     |     |     |
| <p>施設設置費 施設所在地 施設種別 施設名称 施設者</p>                                                                                                          |                  |            |     |      |     |     |     |     |     |     |
| <p>三重県知事 宛て</p>                                                                                                                           |                  |            |     |      |     |     |     |     |     |     |
| 支払希望金融機関名                                                                                                                                 |                  | 銀行 口座番号 支店 |     |      |     |     |     |     |     |     |
| <p>支出負担行為 年 月 日 年 月 日 確認</p>                                                                                                              |                  |            |     |      |     |     |     |     |     |     |
| <p>添付書類：請求内訳及び現員報告書</p>                                                                                                                   |                  |            |     |      |     |     |     |     |     |     |

考  
備

必要がある場合は、様式を適宜修正して使用することができる。

第 31 号様式 削除

第 32 号様式(第 25 条関係)

第 号

年 月 日

三重県知事 宛て

市町長

## 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等県費負担金交付申請書

児童福祉法第 51 条第 2 号の 2、第 3 号又は第 5 号の規定により、 年度において、本市町が支弁する費用に対する児童福祉法第 55 条の規定による県費負担金として、次の金額の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 申 請 額 金 円

内訳

| 児童保護費負担金 | 児童保護医療費負担金 | 計 |
|----------|------------|---|
|          |            |   |

2 添付書類

- (1) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等市町分県費負担金所要額調書（第 32 号様式付表）
- (2) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

(付表)

年度児童福祉法による児童入所施設措置費等市町分県費負担金所要額調書

市町名

(児童保護費負担金)

| 区<br>分<br>施設種別                       | 予 定 支 弁 総 額<br>(医療費除く) |        | 予 定 徴 収 金  |               |        | ⑦差引県費<br>負担基本<br>額<br>(③－⑥) | 同左に対す<br>る要県費負<br>担額<br>⑦×1／4 | 考<br>備 |
|--------------------------------------|------------------------|--------|------------|---------------|--------|-----------------------------|-------------------------------|--------|
|                                      | ①前年度実<br>績支弁総<br>額     | ②<br>率 | ③<br>(①×②) | ④前年度実<br>績徴収金 | ⑤<br>率 | ⑥<br>(④×⑤)                  |                               |        |
| ① 母子生活支援<br>施設                       | 円                      | %      | 円          | 円             | %      | 円                           |                               |        |
| ② 助 産 施 設                            |                        |        |            |               |        |                             |                               |        |
| ③ 保 育 所、も<br>認定こども<br>園、家庭的保<br>育事業等 |                        |        |            |               |        |                             |                               |        |
| ④ 家庭支援事業                             |                        |        |            |               |        |                             |                               |        |
| ⑤ 新設施設分                              |                        |        |            |               |        |                             |                               |        |
| 計<br>(①+②+③+④<br>+⑤)                 |                        |        |            |               |        |                             |                               |        |

(児童保護医療費負担金)

| 区分<br>施設<br>種別 | 予定支弁総額<br>(医療費) |        |            | 同左に対する要県費負担額<br>(③×1/4) | 備考 |
|----------------|-----------------|--------|------------|-------------------------|----|
|                | ①前年度実績<br>支弁総額  | ②<br>率 | ③<br>(①×②) |                         |    |
|                | 円               | %      | 円          | 円                       |    |
| 助産施設           |                 |        |            |                         |    |
| 新設施設分          |                 |        |            |                         |    |
| 計              |                 |        |            |                         |    |

(記載上の注意)

- 1 「①前年度実績支弁総額」及び「④前年度実績徴収金」の欄は、前年度交付要綱により算定された額を記入すること。
- 2 「②率」及び「⑤率」の欄は、過去の措置児童数等、支弁額、徴収金基準額の増減等を考慮し、各市町において設定し、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
- 3 「新設施設」については、施設設備計画等を勘案し、当該年度中に開設できる見込みのものについてのみ記載するものとし、その所要額の施設別積算内訳を別紙添付すること。

第 33 号様式 削除

第 34 号様式(第 25 条関係)

第 号

年 月 日

三重県知事 宛て

市町長

## 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等県費負担金変更交付申請書

児童福祉法第 51 条第 2 号の 2、第 3 号又は第 5 号の規定により、 年度において、本市町が支弁する費用に対する児童福祉法第 55 条の規定による県費負担金については、 年 月 日第 号をもつて提出し、 年 月 日第 号をもつて交付決定がありましたが、その後の事情変更により次のとおり交付額の変更について申請します。

## 1 今回追加（減額）交付申請額 金 円

| 区分             | 変 更 後 県 費 負 担 金<br>所 要 額 | 既 交 付 決 定 額 | 差 引 所 要 額 |
|----------------|--------------------------|-------------|-----------|
|                | 円                        | 円           | 円         |
| 児童保護費負担金       |                          |             |           |
| 児童保護医療費<br>負担金 |                          |             |           |
| 合計             |                          |             |           |

## 2 変更を必要とする理由（できるだけ具体的に記入してください。）

## 3 添付書類

(1) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等県費負担金変更所要額調書（第 34 号様式付表）

(2) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

(付表)

## 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等県費負担金変更所要額調書

(単位：円) 市町名

(児童保護費負担金)

| 区分<br>施設種別                                       | 変更後県費負担所要額 (医療費除く) |        |                       | ⑤既交付決定額                      | ⑥差引 変更分<br>所要額 |
|--------------------------------------------------|--------------------|--------|-----------------------|------------------------------|----------------|
|                                                  | ①予定支弁総額            | ②予定徴収金 | ③差引 県費負担<br>基本額 (①－②) | ④同左に対する<br>要県費負担額<br>(③×1/4) |                |
| ① 母子生活支援施設                                       |                    |        |                       |                              |                |
| ② 助産施設                                           |                    |        |                       |                              |                |
| ③ 保育所、児童養育施設、児童家庭支援センター、児童発達支援センター、児童相談所、児童福祉施設等 |                    |        |                       |                              |                |
| ④ 家庭支援事業                                         |                    |        |                       |                              |                |
| 計 (①+②+③+④)                                      |                    |        |                       |                              |                |

(児童保護医療費負担金)

| 区分<br><br>施設種別 | 変更後県費負担額<br>(医療費) |                                | 既交付決定額<br>⑤ | 差引変更分所要額<br>⑥ |
|----------------|-------------------|--------------------------------|-------------|---------------|
|                | ①予定支弁総額           | ④同左に対する要県費負担額<br>( ① × 1 / 4 ) |             |               |
| 助産施設           |                   |                                |             |               |
| 計              |                   |                                |             |               |

(記載上の注意)

「①予定支弁総額」及び「②予定徴収金」の欄は、交付要綱により算定された額を記入すること。

第 35 号様式 削除

第 36 号様式(第 26 条関係)

第 号

年 月 日

三重県知事 宛て

市町長

年度児童福祉法による児童入所施設措置費等県費負担金に係る事業実績報告書

児童福祉法第 51 条第 2 号の 2、第 3 号又は第 5 号の規定により、 年度において、本市町が支弁する費用に対する児童福祉法第 55 条の規定による県費負担金に係る事業実績報告書を別紙のとおり提出します。

添付書類

- (1) 年度児童福祉法による児童入所施設措置費等市町分県費負担金精算書（第 36 号様式付表 A）
- (2) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表（第 36 号様式付表 B）
- (3) 歳入歳出決算書抄本

(付表A)

年度児童福祉法による児童入所施設措置費等市町分県費負担金精算書

(単位：円)

市町名

(児童保護費負担金)

| 区<br>分                      | 実支出額 | 寄付金 | 実支出額から寄付金を<br>控除した額 | 支 弁 総 額 |       |          |     |        |       |          |      |                   |     | 県費負担の対<br>象となる支弁<br>費の総額(①の額) | 徴収金 | 差引県費負担基本額<br>③－④ | 同左に対する要県費負担額<br>⑥×1.4 | 県費負担金交付決定額 | 県費負担金受入済額 | 要<br>県費負担額の過不足額<br>⑧－⑥ | 未<br>県費負担額<br>⑦－⑧ |
|-----------------------------|------|-----|---------------------|---------|-------|----------|-----|--------|-------|----------|------|-------------------|-----|-------------------------------|-----|------------------|-----------------------|------------|-----------|------------------------|-------------------|
|                             |      |     |                     | 事務費     | 一般生活費 | 被虐待児受入加算 | 教育費 | 入進学支度金 | 特別育成費 | 入院時食事療養費 | 冷暖房費 | 一時保護委託児童<br>一時送迎費 | その他 |                               |     |                  |                       |            |           |                        |                   |
| 施設種別                        | ①    | ②   | ③                   | ④       | ⑤     | ⑥        | ⑦   | ⑧      | ⑨     | ⑩        | ⑪    | ⑫                 | ⑬   | ⑭                             | ⑮   | ⑯                | ⑰                     | ⑱          | ⑲         | ⑳                      |                   |
| 母子生活支援施設                    |      |     |                     |         |       |          |     |        |       |          |      |                   |     |                               |     |                  |                       |            |           |                        |                   |
| 助産施設                        |      |     |                     |         |       |          |     |        |       |          |      |                   |     |                               |     |                  |                       |            |           |                        |                   |
| 保育所、<br>認定こども園、<br>家庭的保育事業等 |      |     |                     |         |       |          |     |        |       |          |      |                   |     |                               |     |                  |                       |            |           |                        |                   |
| 家庭支援事業                      |      |     |                     |         |       |          |     |        |       |          |      |                   |     |                               |     |                  |                       |            |           |                        |                   |
| 計                           |      |     |                     |         |       |          |     |        |       |          |      |                   |     |                               |     |                  |                       |            |           |                        |                   |

(児童保護医療費負担金)

| 施設種別 | 実支出額 | 寄付金 | ①<br>実支出額から寄付金を<br>控除した額 | ③<br>県総額(①と②を比較して少<br>ない方の額)<br>負担の対象となる支弁 | ④<br>同左③×1/4<br>に対する要県費負担額 | ⑤<br>県費負担金交付決定額 | ⑥<br>県費負担金受入済額 | ⑦<br>要県費負担額に対する<br>受入済額の不足額 | 未受入額<br>県費負担金<br>⑤－⑥ |  |
|------|------|-----|--------------------------|--------------------------------------------|----------------------------|-----------------|----------------|-----------------------------|----------------------|--|
|      |      |     |                          |                                            |                            |                 |                |                             |                      |  |
| 区 分  |      |     |                          |                                            |                            |                 |                |                             |                      |  |
| 助産施設 |      |     |                          |                                            |                            |                 |                |                             |                      |  |
| 計    |      |     |                          |                                            |                            |                 |                |                             |                      |  |

(付表B)

年度初日措置人員等、家庭支援事業の利用実績施設種別及び月別集計表

| 施設<br>種別等<br>月別 |  | 母子生活<br>支援施設<br>(世帯) | 助産施設<br>(人) | 保育所、認<br>定こども<br>園、家庭的<br>保育事業等<br>(人) | 家庭支援事業            |                  |                  |                        |                       |                       | 市町名 |  |
|-----------------|--|----------------------|-------------|----------------------------------------|-------------------|------------------|------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----|--|
|                 |  |                      |             |                                        | 子育て短期支<br>援事業 (人) | 一時預かり 事<br>業 (人) | 養育支援訪問<br>事業 (件) | 子育て短期訪<br>問支援事業<br>(件) | 児童育成支援<br>拠点事業<br>(人) | 親子関係形成<br>支援事業<br>(回) |     |  |
| 4 月             |  |                      |             |                                        |                   |                  |                  |                        |                       |                       |     |  |
| 5 月             |  |                      |             |                                        |                   |                  |                  |                        |                       |                       |     |  |
| 6 月             |  |                      |             |                                        |                   |                  |                  |                        |                       |                       |     |  |
| 7 月             |  |                      |             |                                        |                   |                  |                  |                        |                       |                       |     |  |
| 8 月             |  |                      |             |                                        |                   |                  |                  |                        |                       |                       |     |  |
| 9 月             |  |                      |             |                                        |                   |                  |                  |                        |                       |                       |     |  |
| 10 月            |  |                      |             |                                        |                   |                  |                  |                        |                       |                       |     |  |
| 11 月            |  |                      |             |                                        |                   |                  |                  |                        |                       |                       |     |  |
| 12 月            |  |                      |             |                                        |                   |                  |                  |                        |                       |                       |     |  |
| 1 月             |  |                      |             |                                        |                   |                  |                  |                        |                       |                       |     |  |
| 2 月             |  |                      |             |                                        |                   |                  |                  |                        |                       |                       |     |  |
| 3 月             |  |                      |             |                                        |                   |                  |                  |                        |                       |                       |     |  |
| 計               |  |                      |             |                                        |                   |                  |                  |                        |                       |                       |     |  |

## (記載上の注意)

1 各月の初日措置人員（母子生活支援施設については世帯数、助産施設についてはその月中に新たに措置を受けて入所した措置実人員のみとする。）について支弁台帳総括表の当該施設の「初日実人員」の欄の数を記載すること。

2 措置停止のある施設については、その人員を（ ）書きで再掲すること。

3 家庭支援事業の利用実績については以下を参照すること。

① 子育て短期支援事業、一時預かり事業及び児童育成支援拠点事業については、その月中に実施した延べ人数を記入すること。

例) 1 人に対して 7 日間の預かりを実施した場合  $1人 \times 7日 = 延べ7人$

5 人に対してそれぞれ 3 日間の預かりを実施した場合  $3人 \times 5日 = 延べ15人$

② 養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業については、その月中に実施した延べ件数を記入すること。

③ 親子関係形成支援事業については、その月中に、対象者が受講した回数（1 プログラムにおける 1 回（講座）を合算した数を記入すること。

例) 4 回の講座を 2 世帯に対して実施した場合  $4回 \times 2世帯 = 8回$

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の児童福祉法施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の児童福祉法施行細則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、相当の間、所定の調整をして使用する事ができる。

## 告 示

## 三重県告示第 179 号

防災対策部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 7 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

防災対策部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

防災対策部関係補助金等交付要綱（平成 16 年三重県告示第 266 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 第 5 号の項（A）の欄から（C）の欄までを次のように改める。

|                  |                                    |                                                                                                                   |
|------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| いのちを守る防災・減災総合補助金 | 南海トラフ地震対策をはじめ、地域における防災・減災対策の強化を図る。 | 次に掲げる事業に要する経費<br>1 津波避難施設整備促進事業<br>2 避難所空調設備整備促進事業<br>3 耐震シェルター設置促進事業<br>4 孤立地域対策事業<br>5 避難所環境改善事業<br>6 防災・減災対策事業 |
|------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 三重県告示第 180 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定しました。

令和 7 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

| 介護保険事業所番号  | 事業所の名称            | 事業所の所在地                                   | 事業者名                   | 指 定<br>年 月 日      | サービ<br>スの 種 類 |
|------------|-------------------|-------------------------------------------|------------------------|-------------------|---------------|
| 2470206554 | 訪問介護ステーション ラーゴム   | 三重県四日市市富田一色町 30 番 58 号                    | 株式会社 L a g e t o m     | 令和 7 年<br>3 月 1 日 | 訪問介護          |
| 2470506797 | あおぞらヘルパーステーション    | 三重県津市野崎垣内岩田 355 番地 3 I - F I E L D 203 号室 | 合同会社 H a p p i n e s s | 令和 7 年<br>3 月 1 日 | 訪問介護          |
| 2460290709 | 訪問看護ステーション夢眠よっかいち | 三重県四日市市滝川町 13 番 3 号                       | 株式会社夢眠ホーム              | 令和 7 年<br>3 月 1 日 | 訪問看護          |
| 2460390384 | 訪問看護ステーション夢眠すずか   | 三重県鈴鹿市南玉垣町 6507-1                         | 株式会社夢眠ホーム              | 令和 7 年<br>3 月 1 日 | 訪問看護          |
| 2460790369 | セントケア訪問看護ステーション松阪 | 三重県松阪市宝塚町 720-6                           | セントケア三重株式会社            | 令和 7 年<br>3 月 1 日 | 訪問看護          |
| 2470303898 | デイサービスセンターまごころ    | 三重県鈴鹿市三宅町 1700 番地                         | 株式会社まごころ               | 令和 7 年<br>3 月 1 日 | 通所介護          |
| 2473100820 | 井内てとて             | 三重県南牟婁郡紀宝町井内字大山 409 番地 5                  | 特定非営利活動法人てとて           | 令和 7 年<br>3 月 1 日 | 通所介護          |
| 2470102795 | ハーモニーハウス桑名        | 三重県桑名市北別所 416-1                           | 株式会社ハピネライフ一光           | 令和 7 年<br>3 月 1 日 | 特定施設入居者生      |

|            |                       |                        |           |                   |                     |
|------------|-----------------------|------------------------|-----------|-------------------|---------------------|
|            |                       |                        |           |                   | 活介護                 |
| 2470206562 | 介護付有料老人ホーム夢眠<br>よっかいち | 三重県四日市市滝川町<br>13 番 3 号 | 株式会社夢眠ホーム | 令和 7 年<br>3 月 1 日 | 特定施設<br>入居者生<br>活介護 |
| 2470303914 | 介護付有料老人ホーム夢眠<br>すずか   | 三重県鈴鹿市南玉垣町<br>6507-1   | 株式会社夢眠ホーム | 令和 7 年<br>3 月 1 日 | 特定施設<br>入居者生<br>活介護 |

### 三重県告示第 181 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 7 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

| 介護保険<br>事業所番号 | 事業所の名称                | 事業所の所在地                | 事業者名             | 指 定<br>年 月 日      | サービ<br>スの 種 類               |
|---------------|-----------------------|------------------------|------------------|-------------------|-----------------------------|
| 2460790369    | セントケア訪問看護ステーション松阪     | 三重県松阪市宝塚町<br>720-6     | セントケア三重株式会<br>社  | 令和 7 年<br>3 月 1 日 | 介護予防<br>訪問看護                |
| 2470102795    | ハーモニーハウス桑名            | 三重県桑名市北別所<br>416-1     | 株式会社ハピネライフ<br>一光 | 令和 7 年<br>3 月 1 日 | 介護予防<br>特定施設<br>入居者生<br>活介護 |
| 2470206562    | 介護付有料老人ホーム夢眠<br>よっかいち | 三重県四日市市滝川町<br>13 番 3 号 | 株式会社夢眠ホーム        | 令和 7 年<br>3 月 1 日 | 介護予防<br>特定施設<br>入居者生<br>活介護 |
| 2470303914    | 介護付有料老人ホーム夢眠<br>すずか   | 三重県鈴鹿市南玉垣町<br>6507-1   | 株式会社夢眠ホーム        | 令和 7 年<br>3 月 1 日 | 介護予防<br>特定施設<br>入居者生<br>活介護 |

### 三重県告示第 182 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 7 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

| 指定医療機関の名称          | 所在地                        | 指定年月日          |
|--------------------|----------------------------|----------------|
| つだ皮膚科クリニック         | 四日市市市場町字北裏 3117 番 8        | 令和 7 年 3 月 1 日 |
| 伊賀おおえ耳鼻咽喉科         | 伊賀市上野農人町 533 番地            | 令和 7 年 3 月 1 日 |
| 中林皮フ科神明クリニック       | 志摩市阿児町神明 1335-7            | 令和 7 年 2 月 1 日 |
| 星見ヶ丘田中歯科医院         | 桑名市星見ヶ丘 2 丁目 608           | 令和 7 年 2 月 1 日 |
| アクア薬局桑名駅前店         | 桑名市桑栄町 1-1 サンファール南館<br>1 階 | 令和 7 年 3 月 1 日 |
| エール調剤薬局保々店         | 四日市市市場町 3117-7             | 令和 7 年 3 月 1 日 |
| いふな薬局とまり店          | 四日市市泊町 2-31                | 令和 7 年 1 月 1 日 |
| ハロー薬局 鈴鹿店          | 鈴鹿市平田 1 丁目 3-3             | 令和 7 年 2 月 1 日 |
| フラワー薬局津駅前店         | 津市羽所町 345 番地 第一ビル 1 階      | 令和 7 年 2 月 1 日 |
| ハロー薬局 久居駅メディカルフロア店 | 津市久居新町 3006 ボルタひさい 2 階     | 令和 7 年 2 月 1 日 |
| ハロー薬局 一志店          | 津市一志町小山字鳥居ノ本 529-6         | 令和 7 年 2 月 1 日 |
| ハロー薬局 津北店          | 津市栗真中山町 249-6              | 令和 7 年 2 月 1 日 |
| セイムス尾鷲古戸薬局         | 尾鷲市古戸町 954-1               | 令和 7 年 3 月 1 日 |
| おみなえし調剤薬局          | 伊賀市上野農人町 533-1             | 令和 7 年 3 月 1 日 |
| 訪問看護ステーション まごころ    | 鈴鹿市三宅町 1700 番地             | 令和 7 年 2 月 1 日 |

|               |                 |                |
|---------------|-----------------|----------------|
| セントケア看護小規模豊後町 | 名張市豊後町 262 番地 1 | 令和 7 年 2 月 1 日 |
|---------------|-----------------|----------------|

**三重県告示第 183 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 7 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事      一      見      勝      之

| 指定医療機関の名称   | 所在地             | 変更後の名称等         | 変更年月日          |
|-------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 医療法人社団伊東医院  | 亀山市野村三丁目 19-31  | 名称：みえ在宅・内科クリニック | 令和 7 年 2 月 1 日 |
| さつき薬局       | 桑名市長島町横満蔵長徳 573 | 名称：みんなの薬局 桑名    | 令和 7 年 2 月 2 日 |
| 調剤薬局とまと 長島店 | 桑名市長島町出口 247    | 名称：ユニスマイル薬局 桑名店 | 令和 7 年 2 月 1 日 |

**三重県告示第 184 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事      一      見      勝      之

| 指定医療機関の名称         | 所在地                          | 廃止年月日            |
|-------------------|------------------------------|------------------|
| 森医院               | 桑名市成徳町 1625-12               | 令和 7 年 2 月 28 日  |
| むらせシニアメンタルくりにつく   | 四日市市尾平町字天王川原 1805 イオン四日市尾平店内 | 令和 7 年 1 月 31 日  |
| みえ在宅医療クリニック       | 亀山市東御幸町 219-6                | 令和 7 年 1 月 31 日  |
| 中林皮フ科クリニック        | 志摩市阿児町鶴方 3242 番地 2           | 令和 7 年 1 月 31 日  |
| 海山レディースクリニック      | 北牟婁郡紀北町相賀 489-5              | 令和 7 年 2 月 28 日  |
| 星見ヶ丘田中歯科医院        | 桑名市星見ヶ丘 2 丁目 608             | 令和 7 年 1 月 31 日  |
| 生桑いとう歯科医院         | 四日市市生桑町字高田 651-2             | 令和 7 年 1 月 21 日  |
| 樋口歯科医院            | 津市白塚町口起 3380-1               | 令和 7 年 2 月 12 日  |
| 楠原歯科医院            | 津市新町 1-12-4                  | 令和 7 年 1 月 9 日   |
| 安藤歯科              | 伊勢市一之木 5 丁目 958-1            | 令和 7 年 1 月 6 日   |
| ハロー薬局 鈴鹿店         | 鈴鹿市平田 1 丁目 3 番 3 号           | 令和 7 年 1 月 31 日  |
| 健康館サニー薬局          | 鈴鹿市白子 4 丁目 16-6              | 令和 6 年 12 月 31 日 |
| ハロー薬局 津北店         | 津市栗真中山町 249-6                | 令和 7 年 1 月 31 日  |
| ハロー薬局久居駅メディカルフロア店 | 津市久居新町 3006 番地ポルタひさい 2 階     | 令和 7 年 1 月 31 日  |
| ハロー薬局一志店          | 津市一志町小山字鳥居ノ本 529-6           | 令和 7 年 1 月 31 日  |
| 健やか薬局津駅西口店        | 津市大谷町 254 エンデバービル 2 階        | 令和 7 年 1 月 31 日  |
| 司生堂薬局             | 松阪市日野町 10                    | 令和 6 年 12 月 31 日 |
| きんれいどう調剤薬局        | 松阪市豊原町 1140-6                | 令和 7 年 2 月 19 日  |
| べんぎん薬局            | 度会郡南伊勢町船越 2552-2             | 令和 7 年 2 月 28 日  |

**三重県告示第 185 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 7 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事      一      見      勝      之

| 指定医療機関の名称 | 所在地                                        | 休止年月日           |
|-----------|--------------------------------------------|-----------------|
| やまもと腎泌尿器科 | 桑名市寿町 1 丁目 15 番地      ラ・ポルテ桑名駅前      S-A 号 | 令和 7 年 1 月 30 日 |

|                 |                        |            |
|-----------------|------------------------|------------|
| よっかいち心身クリニック    | 四日市市鶴の森1丁目10-2 大和会ビル1階 | 令和6年12月20日 |
| 尾呂志診療所          | 南牟婁郡御浜町大字上野70の1        | 令和7年1月2日   |
| ファインズファルマ薬局 村松店 | 伊勢市村松町3294-6           | 令和7年2月1日   |
| 株式会社さわだ薬局栄町店    | 度会郡玉城町佐田1797番地         | 令和6年12月31日 |

### 三重県告示第186号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和7年3月25日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

| 施術者の氏名 | 施術所の名称      | 所在地                        | 指定年月日     |
|--------|-------------|----------------------------|-----------|
| 加見 あずさ | えがお鍼灸整骨院松阪院 | 松阪市川井町上大坪718番地 パワーセンター松阪SC | 令和7年2月18日 |

### 三重県告示第187号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和7年3月25日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

| 指定医療機関の名称          | 所在地                  | 指定年月日    |
|--------------------|----------------------|----------|
| つだ皮膚科クリニック         | 四日市市市場町字北裏3117番8     | 令和7年3月1日 |
| 伊賀おおえ耳鼻咽喉科         | 伊賀市上野農人町533番地        | 令和7年3月1日 |
| 中林皮フ科神明クリニック       | 志摩市阿児町神明1335-7       | 令和7年2月1日 |
| 星見ヶ丘田中歯科医院         | 桑名市星見ヶ丘2丁目608        | 令和7年2月1日 |
| アクア薬局桑名駅前店         | 桑名市桑栄町1-1 サンファール南館1階 | 令和7年3月1日 |
| エール調剤薬局保々店         | 四日市市市場町3117-7        | 令和7年3月1日 |
| いふな薬局とまり店          | 四日市市泊町2-31           | 令和7年1月1日 |
| ハロー薬局 鈴鹿店          | 鈴鹿市平田1丁目3-3          | 令和7年2月1日 |
| フラワー薬局津駅前店         | 津市羽所町345番地 第一ビル1階    | 令和7年2月1日 |
| ハロー薬局 久居駅メディカルフロア店 | 津市久居新町3006 ポルタひさい2階  | 令和7年2月1日 |
| ハロー薬局 一志店          | 津市一志町小山字鳥居ノ本529-6    | 令和7年2月1日 |
| ハロー薬局 津北店          | 津市栗真中山町249-6         | 令和7年2月1日 |
| セイムス尾鷲古戸薬局         | 尾鷲市古戸町954-1          | 令和7年3月1日 |
| おみなえし調剤薬局          | 伊賀市上野農人町533-1        | 令和7年3月1日 |
| 訪問看護ステーション まごころ    | 鈴鹿市三宅町1700番地         | 令和7年2月1日 |
| セントケア看護小規模豊後町      | 名張市豊後町262番地1         | 令和7年2月1日 |

### 三重県告示第188号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和7年3月25日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

| 指定医療機関の名称  | 所在地            | 変更後の名称等         | 変更年月日    |
|------------|----------------|-----------------|----------|
| 医療法人社団伊東医院 | 亀山市野村三丁目19-31  | 名称：みえ在宅・内科クリニック | 令和7年2月1日 |
| さつき薬局      | 桑名市長島町横満蔵長徳573 | 名称：みんなの薬局 桑名    | 令和7年2月2日 |

|             |              |                  |                |
|-------------|--------------|------------------|----------------|
| 調剤薬局とまと 長島店 | 桑名市長島町出口 247 | 名称: ユニスマイル薬局 桑名店 | 令和 7 年 2 月 1 日 |
|-------------|--------------|------------------|----------------|

### 三重県告示第 189 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

| 指定医療機関の名称         | 所在地                          | 廃止年月日            |
|-------------------|------------------------------|------------------|
| 森医院               | 桑名市成徳町 1625-12               | 令和 7 年 2 月 28 日  |
| むらせシニアメンタルくりにつく   | 四日市市尾平町字天王川原 1805 イオン四日市尾平店内 | 令和 7 年 1 月 31 日  |
| みえ在宅医療クリニック       | 亀山市東御幸町 219-6                | 令和 7 年 1 月 31 日  |
| 中林皮フ科クリニック        | 志摩市阿児町鶴方 3242 番地 2           | 令和 7 年 1 月 31 日  |
| 海山レディースクリニック      | 北牟婁郡紀北町相賀 489-5              | 令和 7 年 2 月 28 日  |
| 星見ヶ丘田中歯科医院        | 桑名市星見ヶ丘 2 丁目 608             | 令和 7 年 1 月 31 日  |
| 生桑いとう歯科医院         | 四日市市生桑町字高田 651-2             | 令和 7 年 1 月 21 日  |
| 樋口歯科医院            | 津市白塚町口起 3380-1               | 令和 7 年 2 月 12 日  |
| 楠原歯科医院            | 津市新町 1-12-4                  | 令和 7 年 1 月 9 日   |
| 安藤歯科              | 伊勢市一之木 5 丁目 958-1            | 令和 7 年 1 月 6 日   |
| ハロー薬局 鈴鹿店         | 鈴鹿市平田 1 丁目 3 番 3 号           | 令和 7 年 1 月 31 日  |
| 健康館サニー薬局          | 鈴鹿市白子 4 丁目 16-6              | 令和 6 年 12 月 31 日 |
| ハロー薬局 津北店         | 津市栗真中山町 249-6                | 令和 7 年 1 月 31 日  |
| ハロー薬局久居駅メディカルフロア店 | 津市久居新町 3006 番地ポルタひさい 2 階     | 令和 7 年 1 月 31 日  |
| ハロー薬局一志店          | 津市一志町小山字鳥居ノ本 529-6           | 令和 7 年 1 月 31 日  |
| 健やか薬局津駅西口店        | 津市大谷町 254 エンデバービル 2 階        | 令和 7 年 1 月 31 日  |
| 司生堂薬局             | 松阪市日野町 10                    | 令和 6 年 12 月 31 日 |
| きんれいどう調剤薬局        | 松阪市豊原町 1140-6                | 令和 7 年 2 月 19 日  |
| べんぎん薬局            | 度会郡南伊勢町船越 2552-2             | 令和 7 年 2 月 28 日  |

### 三重県告示第 190 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 7 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

| 指定医療機関の名称       | 所在地                              | 休止年月日            |
|-----------------|----------------------------------|------------------|
| やまもと腎泌尿器科       | 桑名市寿町 1 丁目 15 番地 ラ・ポルテ桑名駅前 S-A 号 | 令和 7 年 1 月 30 日  |
| よっかいち心身クリニック    | 四日市市鶴の森 1 丁目 10-2 大和会ビル 1 階      | 令和 6 年 12 月 20 日 |
| 尾呂志診療所          | 南牟婁郡御浜町大字上野 70 の 1               | 令和 7 年 1 月 2 日   |
| ファインズファルマ薬局 村松店 | 伊勢市村松町 3294-6                    | 令和 7 年 2 月 1 日   |
| 株式会社さわだ薬局栄町店    | 度会郡玉城町佐田 1797 番地                 | 令和 6 年 12 月 31 日 |

### 三重県告示第 191 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同

法第 55 条において準用する場合を含む。)の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 7 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

| 施術者の氏名 | 施術所の名称      | 所在地                            | 指定年月日           |
|--------|-------------|--------------------------------|-----------------|
| 加見 あずさ | えがお鍼灸整骨院松阪院 | 松阪市川井町上大坪 718 番地 パワーセンター松阪 S C | 令和 7 年 2 月 18 日 |

### 三重県告示第 192 号

児童福祉法施行細則第 22 条の規定による徴収額（令和 3 年三重県告示第 233 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

令和 7 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

本文及び表 1 中「自立援助ホーム」を「児童自立生活援助事業所」に改める。

### 三重県告示第 193 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和 7 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

#### 1 登録年月日及び登録番号

平成 27 年 3 月 16 日 第 59 号

#### 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

| 名称       | 代表者の氏名      | 主たる事務所の所在地            |
|----------|-------------|-----------------------|
| 株式会社小林農産 | 代表取締役 小林 光男 | 三重県多気郡明和町大字金剛坂 690 番地 |

#### 3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（もみ、玄米、大豆、小麦）

#### 4 登録の区分

品位等検査

#### 5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

#### 6 農産物検査を行う農産物検査員

| 氏名    | 農産物検査を行う農産物の種類 | 証明書番号       |
|-------|----------------|-------------|
| 出口 裕也 | もみ、玄米          | K 2430440   |
| 坂井 敏昭 | もみ、玄米、大豆、小麦    | K 242004493 |
| 小林 秀行 | もみ、玄米          | K 242008630 |
| 中川 幸久 | もみ、玄米          | K 242023631 |

#### 7 登録の更新日

令和 7 年 3 月 12 日

### 三重県告示第 194 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を伊賀市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

#### 第 1

##### 1 通知することができない者の氏名

家戸 清

## 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊賀市腰山字大滝 82
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 2

## 1 通知することができない者の氏名

松山 喜久夫

## 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊賀市三田字高石 2533 の 7、2544 の 1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字高石 2533 の 7・2544 の 1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
    - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 3

## 1 通知することができない者の名称

勝回寺

## 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊賀市山出字北出 757
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。）

**三重県告示第 195 号**

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を名張市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事      一      見      勝      之

**第 1****1 通知することができない者の氏名**

垣内 甚藏

**2 通知の要旨****(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所**

名張市黒田字中ノ谷 2147

**(2) 保安林として指定された目的**

土砂の流出の防備

**(3) 変更後の指定施業要件****ア 立木の伐採の方法**

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種**

次のとおりとする。

**第 2****1 通知することができない者の氏名**

米山 貞次郎

**2 通知の要旨****(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所**

名張市黒田字中ノ谷 2147

**(2) 保安林として指定された目的**

土砂の流出の防備

**(3) 変更後の指定施業要件****ア 立木の伐採の方法**

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種**

次のとおりとする。

**第 3****1 通知することができない者の氏名**

竹田 少吉

**2 通知の要旨****(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所**

名張市黒田字中ノ谷 2147

**(2) 保安林として指定された目的**

土砂の流出の防備

**(3) 変更後の指定施業要件****ア 立木の伐採の方法**

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

#### 第 4

1 通知することができない者の氏名

高田 芳藏

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名張市黒田字中ノ谷 2147

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

#### 第 5

1 通知することができない者の氏名

竹田 定吉

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名張市黒田字中ノ谷 2147

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

#### 第 6

1 通知することができない者の氏名

竹田 辰藏

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名張市黒田字中ノ谷 2147

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

#### 第 7

1 通知することができない者の氏名

森田 亀太郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名張市黒田字中ノ谷 2147

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

#### 第 8

1 通知することができない者の氏名

生田 初次郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名張市黒田字茶臼谷 2223

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び名張市役所に備え置いて縦覧に供します。)

---

#### 三重県告示第 196 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を伊賀市役所及び名張市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

#### 第 1

1 通知することができない者の氏名

小川 充比己

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市柘植町字北打山 1063 の 13、1063 の 14、1063 の 36、1063 の 59、1063 の 61

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 2

- 1 通知することができない者の氏名  
中嶋 忠
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊賀市柘植町字北打山 1063 の 33、1063 の 34、1063 の 56、1063 の 57
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字北打山 1063 の 33（次の図に示す部分に限る。）
      - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
      - (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 3

- 1 通知することができない者の氏名  
山下 安次郎
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊賀市柘植町字北打山 1063 の 39
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 4

- 1 通知することができない者の氏名  
濱田 房夫
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊賀市柘植町字北打山 1063 の 50、1063 の 51

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 5

- 1 通知することができない者の氏名  
濱田 良平
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊賀市柘植町字北打山 1063 の 50、1063 の 51
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 6

- 1 通知することができない者の氏名  
濱田 正作
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊賀市柘植町字北打山 1063 の 50、1063 の 51
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 7

- 1 通知することができない者の氏名  
井上 正
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
名張市井手字大谷 784
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 8

## 1 通知することができない者の氏名

井上 博史

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名張市井手字大谷 784

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 9

## 1 通知することができない者の氏名

井上 安弘

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名張市井手字大谷 811 の 1

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 10

## 1 通知することができない者の氏名

生悦住 通子

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名張市安部田字鰻谷 4442 の 1

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

#### 第 11

##### 1 通知することができない者の氏名

小林 よし子

##### 2 通知の要旨

###### (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名張市安部田字蛸谷 4442 の 1

###### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

###### (3) 変更後の指定施業要件

###### ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

#### 第 12

##### 1 通知することができない者の氏名

杉本 米子

##### 2 通知の要旨

###### (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名張市安部田字蛸谷 4442 の 1

###### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

###### (3) 変更後の指定施業要件

###### ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

#### 第 13

##### 1 通知することができない者の氏名

森本 英夫

##### 2 通知の要旨

###### (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名張市安部田字流石 4471

###### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

###### (3) 変更後の指定施業要件

###### ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

#### 第 14

1 通知することができない者の氏名

滝川 幸一

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名張市安部田字流石 4471

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

#### 第 15

1 通知することができない者の氏名

福巻 栄男

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名張市安部田字流石 4471

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

#### 第 16

1 通知することができない者の氏名

山中 甚太郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名張市安部田字流石 4471

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

#### 第 17

1 通知することができない者の氏名

山口 保

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名張市安部田字流石 4471

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供します。)

---

#### 三重県告示第 197 号

次の組合の内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更認可については、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり認可しました。

令和7年3月25日

三 重 県 知 事      一      見      勝      之

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

雲出川漁業協同組合

津市美杉町竹原 32 番地 4

三重内共第 2 号

2 遊漁規則の変更内容

次のとおり

「次」は省略し、三重県農林水産部水産資源管理課に備え置いて、告示の日から令和7年4月22日まで縦覧に供します。

3 変更後の遊漁規則の施行の日

令和7年3月10日

---

#### 三重県告示第 198 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和7年3月25日

三 重 県 知 事      一      見      勝      之

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ四日市富田

四日市市西富田町字大宮田 249 ほか 2 筆

## 2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 氏名又は名称            | 住所                        | 代表者の氏名 |
|-------------------|---------------------------|--------|
| 株式会社あかのれん         | 愛知県名古屋市中区内田橋一丁目 3 番 19 号  | 伊藤 瑛祐  |
| 株式会社ココカラファインヘルスケア | 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17 番 6 号 | 塚本 厚志  |
| 株式会社セリア           | 岐阜県大垣市外渕二丁目 38 番地         | 河合 映治  |
| 有限会社掬川            | 四日市市西富田町字大宮田 249 番 12 号   | 川村 正道  |
| 未定                | —                         | —      |

(変更後)

| 氏名又は名称            | 住所                        | 代表者の氏名 |
|-------------------|---------------------------|--------|
| 株式会社あかのれん         | 愛知県名古屋市中区内田橋一丁目 3 番 19 号  | 伊藤 瑛祐  |
| 株式会社ココカラファインヘルスケア | 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17 番 6 号 | 塚本 厚志  |
| 株式会社セリア           | 岐阜県大垣市外渕二丁目 38 番地         | 河合 映治  |
| 有限会社掬川            | 四日市市西富田町字大宮田 249 番 12 号   | 川村 正道  |
| 株式会社カネスエ商事        | 愛知県日進市浅田町平池 260 番地        | 牛田 彰   |

## 3 変更年月日

令和 6 年 12 月 5 日

## 4 変更理由

小売業者の入店のため

## 5 届出の日

令和 7 年 2 月 27 日

## 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 7 年 3 月 25 日から同年 7 月 25 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 三重県告示第 199 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 7 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ鈴鹿 B ゾーン

鈴鹿市住吉町字谷口 8946 ほか 9 筆

## 2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 氏名又は名称       | 住所                      | 代表者氏名 |
|--------------|-------------------------|-------|
| R E X T株式会社  | 東京都新宿区西新宿 8 丁目 17 番 1 号 | 塩田 徹  |
| 株式会社鈴鹿めがね館   | 鈴鹿市住吉町 8947 番地          | 松尾 秀和 |
| 株式会社鈴鹿大地の耕作人 | 鈴鹿市道伯町 2512 番地          | 後藤 博英 |

(変更後)

| 氏名又は名称       | 住所             | 代表者氏名 |
|--------------|----------------|-------|
| 株式会社鈴鹿めがね館   | 鈴鹿市住吉町 8951 番地 | 松尾 秀和 |
| 株式会社鈴鹿大地の耕作人 | 鈴鹿市道伯町 2512 番地 | 後藤 博英 |

- 3 変更年月日  
令和 6 年 6 月 30 日
- 4 変更理由  
小売業者の退店等のため
- 5 届出の日  
令和 7 年 2 月 27 日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和 7 年 3 月 25 日から同年 7 月 25 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

### 三重県告示第 200 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 7 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス西明寺店  
伊賀市西明寺 3248 番 ほか
- 2 変更事項  
大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称) ドラッグコスモス西明寺店  
(変更後) ドラッグコスモス西明寺店
- 3 変更年月日  
令和 6 年 12 月 1 日
- 4 変更理由  
店舗正式名称が決定したため
- 5 届出の日  
令和 7 年 2 月 27 日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和 7 年 3 月 25 日から同年 7 月 25 日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第201号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和7年3月25日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス東員店  
員弁郡東員町大字鳥取字華表 421-1 ほか
- 2 変更事項  
大規模小売店舗の名称  
（変更前） （仮称）ドラッグコスモス東員店  
（変更後） ドラッグコスモス東員店
- 3 変更年月日  
令和6年12月1日
- 4 変更理由  
店舗正式名称が決定したため
- 5 届出の日  
令和7年2月27日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和7年3月25日から同年7月25日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止します。  
その関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和7年3月25日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

| 整理<br>番号 | 路線名     | 起点         | 重要な経過地 |
|----------|---------|------------|--------|
|          |         | 終点         |        |
| 555      | 大泉東停車場線 | 大泉東停車場     |        |
|          |         | 一般国道421号交点 |        |
| 557      | 楚原停車場線  | 楚原停車場      |        |
|          |         | 一般国道421号交点 |        |

三重県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。  
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和7年3月25日

## 三 重 県 知 事 一 見 勝 之

## 第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 四日市員弁線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|------------------------------------------------------------|------|------------|---------|
| いなべ市員弁町大泉字下中島 106 番 1 地先から<br>いなべ市員弁町北金井字北石佛 1872 番 2 地先まで | 旧    | 3.3～29.0   | 3,191.7 |

## 第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 四日市員弁線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|----------------------------------------------------------|------|------------|---------|
| いなべ市員弁町北金井字銀山 2120 番 5 地先から<br>いなべ市員弁町大泉新田字矢田 1512 番地先まで | 新    | 10.5～56.5  | 4,451.1 |

## 三重県告示第 204 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条の 3 第 1 項及び第 2 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 8 条に基づき、熊野灘沿岸（三重県区間）に係る高潮浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めましたので、同法第 14 条の 3 第 3 項及び同規則第 9 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部港湾・海岸課、三重県戦略企画部情報公開課、三重県伊勢建設事務所、三重県志摩建設事務所、三重県尾鷲建設事務所及び三重県熊野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 7 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

## 三重県告示第 205 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 7 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 施行者の名称  
朝日町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
四日市都市計画下水道事業  
流域関連朝日町公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和 61 年 4 月 22 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

## 三重県告示第 206 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 7 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 施行者の名称

川越町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

四日市都市計画下水道事業

流域関連川越町公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和 53 年 10 月 5 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

変更なし

## 三重県告示第 207 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 7 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

## 1 施行者の名称

玉城町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画下水道事業

流域関連玉城町公共下水道

## 3 事業施行期間

平成 17 年 7 月 22 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

変更なし

## 三重県告示第 208 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定による販売人の指定を、次のとおり取り消しました。

令和 7 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

| 販売人の名称及び住所               | 販 売 所         |            | 取 消 年 月 日       |
|--------------------------|---------------|------------|-----------------|
|                          | 名 称           | 所 在 地      |                 |
| 三重県食品衛生協会紀南支部 熊野市井戸町 383 | 三重県食品衛生協会紀南支部 | 熊野市井戸町 383 | 令和 7 年 3 月 31 日 |

## 内 水 面 告 示

## 三重県内水面漁場管理委員会告示第 1 号

第五種共同漁業権に係る令和 7 年度目標増殖量を次のとおり定めました。

令和 7 年 3 月 25 日

三重県内水面漁場管理委員会会長 大 瀬 公 司

令和 7 年度目標増殖量

(単位：k g)

| 漁業権番号    | 漁業協同組合名 | 魚 種   |     |      |      |     |    |     |         |
|----------|---------|-------|-----|------|------|-----|----|-----|---------|
|          |         | あゆ    | あまご | にじます | おいかわ | こい  | ふな | うなぎ | もくずがに   |
| 三重内共 第1号 | 桑 員 河 川 | 970   | 20  | 420  | 1 か所 | 30  | 20 |     |         |
| 〃 第2号    | 雲 出 川   | 290   | 120 |      |      |     |    |     |         |
| 〃 第3号    | 中 村 川   | 210   | 20  |      | 1 か所 |     |    |     |         |
| 〃 第4号    | 伊 賀 川   | 340   | 480 | 10   | 1 か所 | 180 | 40 |     |         |
| 〃 第5号    | 名 張 川   | 1,210 | 30  | 10   | 1 か所 | 30  |    |     |         |
| 〃 第6号    | 青蓮寺川香落  | 80    | 40  | 20   |      | 30  |    |     |         |
| 〃 第7号    | 長瀬太郎生川  | 340   | 140 |      | 1 か所 |     |    |     |         |
| 〃 第8号    | 櫛田川第一   | 150   |     |      |      |     |    | 10  |         |
| 〃 第9号    | 櫛田川河川   | 330   |     |      |      |     |    |     |         |
| 〃 第10号   | 櫛田川上流   | 350   | 310 |      |      |     |    |     |         |
| 〃 第11号   | 宮 川     | 420   | 30  |      | 1 か所 | 10  |    | 10  |         |
| 〃 第12号   | 宮 川 上 流 | 430   | 160 | 10   | 1 か所 |     |    | 10  |         |
| 〃 第13号   | 大 内 山 川 | 760   | 20  |      |      |     |    | 10  | 1,570 尾 |
| 〃 第14号   | 赤 羽 川   | 40    |     |      |      |     |    |     |         |
| 〃 第15号   | 銚 子 川   | 40    | 10  |      |      |     |    |     |         |
| 〃 第16号   | 銚 子 川   | 140   | 30  |      |      |     |    |     |         |
| 〃 第17号   | 大又川飛鳥五郷 | 460   |     |      |      |     |    |     |         |

※ おいかわの「か所」については、産卵場造成又は保全の数とします。

※ 「こい」については、令和6年6月28日付け三重県内水面漁場管理委員会告示第2号により放流等が制限されています。

(注) 各魚種の標準的な種苗サイズを下記のとおりとします。

|          |          |         |
|----------|----------|---------|
| あゆ       | 1尾当たりの重量 | 3～10 g  |
| あまご・にじます | 〃        | 3～50 g  |
| おいかわ     | 〃        | 1～10 g  |
| こい・ふな    | 〃        | 5～50 g  |
| うなぎ      | 〃        | 10～50 g |

## 公 告

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第57条第1項の規定により、同法第7条第1項及び第11条第1項の水質に関する検査の業務を行う者として、次のとおり指定検査機関を指定しました。

令和7年3月25日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 指定検査機関の名称、所在地及び代表者の氏名  
一般財団法人三重県水質検査センター  
津市栄町三丁目119番地  
理事長 松林 万行
- 指定検査機関が検査業務を行う地域及び期間  
(1) 地域  
三重県全域  
(2) 期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 検査の手数料

## (1) 浄化槽法第7条第1項に規定する検査の手数料

|             | 20人槽以下 | 21人槽以上<br>100人槽以下 | 101人槽以上<br>300人槽以下 | 301人槽以上<br>500人槽以下 | 501人槽以上 |
|-------------|--------|-------------------|--------------------|--------------------|---------|
| 令和8年3月31日まで | 8,000円 | 12,000円           | 18,000円            | 20,000円            | 25,000円 |
| 令和8年4月1日から  | 8,700円 | 12,700円           | 18,500円            | 20,400円            | 25,000円 |

## (2) 浄化槽法第11条第1項に規定する検査の手数料

|             | 区分                 | 20人槽以下 | 21人槽以上<br>100人槽以下 | 101人槽以上<br>300人槽以下 | 301人槽以上<br>500人槽以下 | 501人槽以上 |
|-------------|--------------------|--------|-------------------|--------------------|--------------------|---------|
| 令和8年3月31日まで | 単独処理<br>及び<br>合併処理 | 4,100円 | 8,000円            | 14,000円            | 16,000円            | 22,000円 |
| 令和8年4月1日から  |                    | 5,100円 | 8,700円            | 14,300円            | 16,800円            | 22,400円 |

## 4 指定年月日及び検査業務の開始予定年月日

## (1) 指定年月日

令和7年3月25日

## (2) 検査業務の開始予定年月日

令和7年4月1日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和7年3月25日

三重県知事 一見勝之

## 1 農用地利用集積等促進計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者       |             | 賃借権の設定等を受ける土地              |
|--------------------|-------------|----------------------------|
| 氏名又は名称             | 住所の所在する市町村名 |                            |
| 一般社団法人 あさひファーム     | 桑名市         | 桑名市多度町下野代字谷 3587 番 1       |
| ナコスブロッコリーファーム 株式会社 | 津市          | 津市美里町五百野字馬ノ垣内 1929 番ほか 4 筆 |
| 株式会社 あぐりん伊勢        | 伊勢市         | 伊勢市小俣町明野 989 ほか 2 筆        |
| 辻村 憲児              | 伊勢市         | 伊勢市小俣町明野 224               |

## 2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和7年3月25日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和7年3月25日

三重県知事 一見勝之

## 1 農用地利用集積等促進計画の概要

| 農地中間管理権の設定等を行う者 |             | 賃借権の設定等を受ける者 |             | 農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地 |
|-----------------|-------------|--------------|-------------|----------------------------|
| 氏名又は名称          | 住所の所在する市町村名 | 氏名又は名称       | 住所の所在する市町村名 |                            |
| 松井 弘雄           | 津市          | 有限会社 前川ライス   | 津市          | 津市白山町川口野田浦 7723            |
| 木村 斎            | 津市          | 有限会社 前川ライス   | 津市          | 津市白山町川口算所 7605             |
| 真柄 圭二           | 津市          | 有限会社 前川ライス   | 津市          | 津市白山町川口稽古野 7789            |
| 田中 啓之           | 津市          | 有限会社 前川ライス   | 津市          | 津市白山町川口宮ノ下 7348            |
| 上宮 新一郎          | 東京都府中市      | 西森 偉統        | 津市          | 津市白山町八対野松垣内 2968 ほか 4 筆    |
| 崎 和泉            | 津市          | 浦山 脩         | 津市          | 津市榊原町播磨 16523              |
| 伊藤 裕計           | 津市          | 多気 義政        | 津市          | 津市木造町大坪 440                |

|               |        |               |    |                         |
|---------------|--------|---------------|----|-------------------------|
| 波多野 智嗣        | 津市     | 多気 義政         | 津市 | 津市木造町初尾サ 1820 ほか 6 筆    |
| 田中 敏夫         | 津市     | 多気 義政         | 津市 | 津市木造町イカキ 463 ほか 10 筆    |
| 柴田 良一         | 津市     | 多気 義政         | 津市 | 津市木造町中ノ坪 385            |
| 山野 英明         | 津市     | 多気 義政         | 津市 | 津市木造町中ノ坪 384            |
| 浅井 稔          | 津市     | 波多野 勲         | 津市 | 津市木造町西松山 714-2          |
| 西島 好郎         | 津市     | 波多野 勲         | 津市 | 津市木造町城ノ下 1252           |
| 大西 昭枝         | 三重郡菰野町 | 波多野 勲         | 津市 | 津市木造町城 1286-1 ほか 2 筆    |
| 山野 英明         | 津市     | 井垣 利行         | 津市 | 津市木造町西塚越 919            |
| 鈴木 昭六         | 津市     | 井垣 利行         | 津市 | 津市木造町西塚越 921            |
| 岡 由江          | 津市     | 佐久間 健         | 津市 | 津市久居井戸山町東興 48-7 ほか 1 筆  |
| 前田 武敏         | 津市     | 農事組合法人 二子営農組合 | 津市 | 津市安濃町連部古川 6-1 ほか 1 筆    |
| 前田 成行         | 津市     | 農事組合法人 二子営農組合 | 津市 | 津市安濃町連部古川 11-2          |
| 後藤 和彦         | 津市     | 農事組合法人 二子営農組合 | 津市 | 津市安濃町連部古川 12 ほか 1 筆     |
| 前田 善昭         | 津市     | 農事組合法人 二子営農組合 | 津市 | 津市安濃町連部古川 47-1          |
| 有限会社 丸山コンバイン  | 津市     | 農事組合法人 二子営農組合 | 津市 | 津市安濃町連部日焼 193-1 ほか 4 筆  |
| 前田 成美         | 津市     | 農事組合法人 二子営農組合 | 津市 | 津市安濃町連部川原田 315-1 ほか 3 筆 |
| 丸山 耕一         | 津市     | 農事組合法人 二子営農組合 | 津市 | 津市安濃町連部小門田 435 ほか 1 筆   |
| 尾市 厚子         | 津市     | 有限会社 丸山コンバイン  | 津市 | 津市安濃町川西掛田 1520 ほか 6 筆   |
| 奥山 せい         | 津市     | 有限会社 丸山コンバイン  | 津市 | 津市安濃町川西掛田 1627 ほか 1 筆   |
| 農事組合法人 二子営農組合 | 津市     | 有限会社 丸山コンバイン  | 津市 | 津市安濃町川西掛田 2123 ほか 2 筆   |
| 眞野 侃人         | 津市     | 有限会社 丸山コンバイン  | 津市 | 津市安濃町神田東裏 295           |
| 堀 笑子          | 津市     | 有限会社 丸山コンバイン  | 津市 | 津市安濃町神田東裏 300           |
| 増田 光子         | 津市     | 株式会社 太田営農サービス | 津市 | 津市安濃町太田北 2195 ほか 2 筆    |
| 青木 清子         | 津市     | 株式会社 アグリピア    | 津市 | 津市垂水丸地 3120-1           |
| 山本 秋夫         | 津市     | 株式会社 アグリピア    | 津市 | 津市垂水丸地 3120-3 ほか 2 筆    |
| 山本 秋夫         | 津市     | 矢島 喜久治        | 津市 | 津市垂水法ヶ広 3261            |
| 中村 厚          | 伊賀市    | 谷 幸則          | 津市 | 津市分部大谷 3658 ほか 1 筆      |
| 梅田 眞理         | 津市     | 永田 藤太         | 津市 | 津市大里窪田町竹花 3620          |
| 國立 治          | 津市     | 田中 弘司         | 津市 | 津市芸濃町忍田興 1790           |
| 古市 康利         | 津市     | 岡本 勇司         | 津市 | 津市芸濃町岡本二本木 173-1        |
| 駒田 利成         | 津市     | 岡本 隆夫         | 津市 | 津市芸濃町多門久保代 1295 ほか 2 筆  |
| 小川 康仁         | 津市     | 峠 浩志          | 津市 | 津市河芸町一色石橋 86 ほか 1 筆     |
| 平野 哲也         | 津市     | 峠 浩志          | 津市 | 津市河芸町一色石橋 87            |
| 中条 明美         | 津市     | 峠 浩志          | 津市 | 津市河芸町影重里西 651 ほか 4 筆    |
| 田中 捷          | 津市     | 峠 浩志          | 津市 | 津市河芸町影重里西 662           |
| 田中 智之         | 津市     | 峠 浩志          | 津市 | 津市河芸町影重里西 681-1         |

|        |     |                     |     |                             |
|--------|-----|---------------------|-----|-----------------------------|
| 前田 さよ子 | 津市  | 田辺 孝弘               | 津市  | 津市河芸町上野楠ノ木 3864-1 ほか<br>3 筆 |
| 市野 伸幸  | 鈴鹿市 | 清水 英治               | 津市  | 津市河芸町東千里川久保 1121 ほか<br>2 筆  |
| 中村 正一  | 津市  | 岸田 昌志               | 津市  | 津市美里町桂畑前興 1246-1 ほか 3<br>筆  |
| 柴田 千恵子 | 津市  | 新 尚志                | 津市  | 津市美里町家所坂東谷 4740 ほか 1<br>筆   |
| 上山 重郎  | 津市  | 不破 一浩               | 津市  | 津市美里町三郷新部戸 2139 ほか 1<br>筆   |
| 谷口 正晴  | 津市  | 倉田 慎也               | 津市  | 津市美里町三郷東出前 2041 ほか 1<br>筆   |
| 山岡 善久  | 津市  | 倉田 慎也               | 津市  | 津市美里町三郷東出前 2046             |
| 谷口 郁生  | 津市  | 倉田 慎也               | 津市  | 津市美里町三郷東出前 2057             |
| 谷口 真也  | 津市  | 倉田 慎也               | 津市  | 津市美里町三郷東出前 2058             |
| 上村 敏久  | 津市  | 倉田 慎也               | 津市  | 津市美里町三郷東出前 2059             |
| 湯谷 喜美子 | 津市  | 倉田 慎也               | 津市  | 津市美里町三郷東出前 2061             |
| 海野 武司  | 津市  | 堀内 善哉               | 津市  | 津市安濃町栗加栗加上 2078             |
| 村山 真優美 | 津市  | 後藤 円                | 津市  | 津市安濃町曾根東浦 976 ほか 4 筆        |
| 平松 秀夫  | 津市  | 平松 和道               | 津市  | 津市安濃町太田南 2019 ほか 2 筆        |
| 堀内 美智子 | 津市  | 農事組合法人 岩城営農<br>組合   | 津市  | 津市安濃町草生葉紅田 4227-1           |
| 下田 学   | 津市  | 株式会社 前川農産           | 津市  | 津市片田田中町宮向井 2124             |
| 北出 久伸  | 津市  | 株式会社 前川農産           | 津市  | 津市片田田中町宮向井 2152             |
| 門田 吉幸  | 津市  | 株式会社 前川農産           | 津市  | 津市片田田中町白砂 2001 ほか 4 筆       |
| 野田 富夫  | 津市  | 株式会社 前川農産           | 津市  | 津市片田田中町宮向井 2125             |
| 浅岡 正矩  | 津市  | 株式会社 前川農産           | 津市  | 津市分部片尻 3739 ほか 2 筆          |
| 西田 時夫  | 津市  | 株式会社 前川農産           | 津市  | 津市小舟北之垣内 6-2 ほか 1 筆         |
| 田中 肇   | 津市  | 株式会社 前川農産           | 津市  | 津市小舟川原 1083 ほか 1 筆          |
| 上杉 哲哉  | 津市  | 株式会社 前川農産           | 津市  | 津市分部森 2564 ほか 4 筆           |
| 吉村 孝保  | 津市  | 株式会社 前川農産           | 津市  | 津市分部上頭 2768 ほか 1 筆          |
| 田川 和子  | 津市  | 株式会社 前川農産           | 津市  | 津市分部上頭 2756 ほか 1 筆          |
| 上杉 猛夫  | 津市  | 株式会社 前川農産           | 津市  | 津市分部丸垣内 2911 ほか 2 筆         |
| 別所 サダ子 | 津市  | 株式会社 前川農産           | 津市  | 津市分部東垣内 3203-1 ほか 1 筆       |
| 東尾 一郎  | 津市  | 株式会社 前川農産           | 津市  | 津市分部殿広 3348                 |
| 別所 咲枝  | 津市  | 株式会社 前川農産           | 津市  | 津市分部下稲葉 3443 ほか 1 筆         |
| 奥田 昭夫  | 津市  | 株式会社 前川農産           | 津市  | 津市分部下稲葉 3454                |
| 別所 良美  | 津市  | 株式会社 前川農産           | 津市  | 津市分部下稲葉 3455                |
| 杉井 悦子  | 津市  | 株式会社 前川農産           | 津市  | 津市分部下稲葉 3457                |
| 池田 貞子  | 津市  | 株式会社 前川農産           | 津市  | 津市分部片尻 3745                 |
| 山口 真資  | 松阪市 | 村治 康達               | 松阪市 | 松阪市東黒部町西ノ越 1316-1           |
| 出口 芳子  | 松阪市 | 有限会社 喜多村アグリ         | 松阪市 | 松阪市松名瀬町松世崎 1194-1 ほか<br>7 筆 |
| 金兒 伸朗  | 松阪市 | 農業生産法人 有限会社<br>中村農産 | 松阪市 | 松阪市東黒部町地藏釜 1858-1 ほか<br>3 筆 |
| 中谷 哲士  | 松阪市 | 農業生産法人 有限会社<br>中村農産 | 松阪市 | 松阪市高須町 4583 ほか 3 筆          |
| 中川 和彦  | 松阪市 | 株式会社 アグリファーム<br>中川  | 松阪市 | 松阪市魚見町上起 866 ほか 4 筆         |

|         |     |                  |     |                         |
|---------|-----|------------------|-----|-------------------------|
| 杜多 光照   | 松阪市 | 株式会社 アグリファーマ中川   | 松阪市 | 松阪市魚見町東起 1256           |
| 溝田 勝美   | 松阪市 | 株式会社 アグリファーマ中川   | 松阪市 | 松阪市東久保町川西 946 ほか 2 筆    |
| 宇田 一郎   | 松阪市 | 株式会社 グレイン鈴木      | 松阪市 | 松阪市笹川町上清水 2521          |
| 西村 磨壽美  | 松阪市 | 錦 秀一             | 松阪市 | 松阪市大足町達 753 ほか 8 筆      |
| 増田 康樹   | 松阪市 | 錦 秀一             | 松阪市 | 松阪市美濃田町上免 173 ほか 2 筆    |
| 西山 吉久   | 松阪市 | 農業生産法人 有限会社 中村農産 | 松阪市 | 松阪市高須町 4797             |
| 中川 佳久   | 松阪市 | 鈴木 貴之            | 松阪市 | 松阪市魚見町里前 1038           |
| 中川 和彦   | 松阪市 | 鈴木 貴之            | 松阪市 | 松阪市魚見町里前 1039           |
| 長谷川 富男  | 松阪市 | 鈴木 貴之            | 松阪市 | 松阪市魚見町里前 1040           |
| 片田 達也   | 松阪市 | 片田 美樹            | 松阪市 | 松阪市深長町前沖 113-1 ほか 1 筆   |
| 中西 恵美   | 松阪市 | 稲生 真法            | 松阪市 | 松阪市松崎浦町真菰 293-1 ほか 1 筆  |
| 橘 たか子   | 松阪市 | 永崎 康浩            | 松阪市 | 松阪市横地町字西川原 949-1 ほか 2 筆 |
| 村林 克信   | 松阪市 | 永崎 康浩            | 松阪市 | 松阪市法田町字野垣外 837          |
| 井上 英男   | 松阪市 | 永崎 康浩            | 松阪市 | 松阪市伊勢場町字南 1127 ほか 1 筆   |
| 山路 晏通   | 松阪市 | 永崎 康浩            | 松阪市 | 松阪市早馬瀬町字蓬原通 50 ほか 4 筆   |
| 堀之内 いと子 | 松阪市 | 奥出 辰也            | 松阪市 | 松阪市下蛸路町西ノ谷 82-1 ほか 1 筆  |
| 世古 福代   | 松阪市 | 奥出 辰也            | 松阪市 | 松阪市下蛸路町里中 267-1 ほか 2 筆  |
| 奥田 庄之助  | 松阪市 | 奥田 結花            | 松阪市 | 松阪市甚目町 665-3            |
| 川北 宏    | 松阪市 | 河村 武             | 松阪市 | 松阪市塚本町荒田 352-1 ほか 5 筆   |
| 有瀧 平喜   | 松阪市 | 株式会社 いわつか農産      | 松阪市 | 松阪市山添町ヤセタ 2093 ほか 4 筆   |
| 笹山 博道   | 松阪市 | 株式会社 いわつか農産      | 松阪市 | 松阪市山下町可へ田 477           |
| 宮崎 幸雄   | 松阪市 | 株式会社 いわつか農産      | 松阪市 | 松阪市山下町可へ田 478           |
| 森田 幹郎   | 松阪市 | 株式会社 グレイン鈴木      | 松阪市 | 松阪市桂瀬町川垣外 788 ほか 7 筆    |
| 中川 安雄   | 松阪市 | 株式会社 グレイン鈴木      | 松阪市 | 松阪市大河内町前田 220-1 ほか 9 筆  |
| 稲垣 純一   | 松阪市 | 株式会社 安保農園        | 松阪市 | 松阪市嬉野一志町南川原 1013 ほか 2 筆 |
| 早川 隆史   | 松阪市 | 株式会社 関岡農産        | 松阪市 | 松阪市櫛田町大連寺 1446 ほか 1 筆   |
| 池田 志郎   | 松阪市 | 株式会社 関岡農産        | 松阪市 | 松阪市櫛田町川原田 1472          |
| 早川 千代子  | 松阪市 | 株式会社 関岡農産        | 松阪市 | 松阪市櫛田町池上 1551           |
| 関岡 数真   | 伊勢市 | 株式会社 関岡農産        | 松阪市 | 松阪市櫛田町世古口 1678          |
| 小山 正右   | 松阪市 | 株式会社 関岡農産        | 松阪市 | 松阪市櫛田町伏拝 1717 ほか 1 筆    |
| 園部 光男   | 松阪市 | 株式会社 関岡農産        | 松阪市 | 松阪市櫛田町両田 1459           |
| 上村 信之   | 松阪市 | 株式会社 古御門ライス      | 松阪市 | 松阪市大津町久米 1255-2         |
| 加藤 弘    | 松阪市 | 株式会社 古御門ライス      | 松阪市 | 松阪市伊勢寺町北浦 3328-1 ほか 6 筆 |
| 八重瀧 敏一  | 松阪市 | 株式会社 古御門ライス      | 松阪市 | 松阪市伊勢寺町野田 4122 ほか 2 筆   |
| 下里 永実子  | 松阪市 | 株式会社 古御門ライス      | 松阪市 | 松阪市伊勢寺町向王子 4191-1       |
| 田中 宏樹   | 松阪市 | 株式会社 古御門ライス      | 松阪市 | 松阪市大足町 810              |
| 小林 泰博   | 松阪市 | 株式会社 古御門ライス      | 松阪市 | 松阪市小阿坂町城ノ下 3739 ほか 3 筆  |

|         |          |                 |     |                          |
|---------|----------|-----------------|-----|--------------------------|
| 平谷 孝    | 松阪市      | 株式会社 古御門ライス     | 松阪市 | 松阪市東黒部町四反四 625 ほか 2 筆    |
| 西村 倫也   | 松阪市      | 株式会社 古御門ライス     | 松阪市 | 松阪市嬉野森本町稗田 2141          |
| 加藤 定美   | 松阪市      | 株式会社 古御門ライス     | 松阪市 | 松阪市嬉野中川町北釘貫 1197 ほか 4 筆  |
| 田川 正美   | 松阪市      | 株式会社 古御門ライス     | 松阪市 | 松阪市嬉野中川町南釘貫 1219 ほか 1 筆  |
| 藤田 昇    | 松阪市      | 株式会社 古御門ライス     | 松阪市 | 松阪市嬉野中川町本願寺 1234 ほか 2 筆  |
| 堀場 慶子   | 愛知県名古屋市長 | 株式会社 古御門ライス     | 松阪市 | 松阪市嬉野天花寺町西出 530-1 ほか 3 筆 |
| 瀬古 照美   | 松阪市      | 株式会社 古御門ライス     | 松阪市 | 松阪市嬉野宮古町東川原 13-1 ほか 4 筆  |
| 脇田 亘    | 松阪市      | 株式会社 古御門ライス     | 松阪市 | 松阪市嬉野宮古町東川原 64-1 ほか 2 筆  |
| 中川 雅文   | 松阪市      | 株式会社 古御門ライス     | 松阪市 | 松阪市嬉野宮古町東川原 69-1 ほか 4 筆  |
| 大森 布子   | 埼玉県さいたま市 | 株式会社 古御門ライス     | 松阪市 | 松阪市嬉野宮古町東川原 73-1 ほか 3 筆  |
| 大森 秀晃   | 東京都江東区   | 株式会社 古御門ライス     | 松阪市 | 松阪市嬉野宮古町北浦 472 ほか 2 筆    |
| 青山 孝和   | 松阪市      | 株式会社 古御門ライス     | 松阪市 | 松阪市嬉野宮古町里前 805-1         |
| 脇田 廣幸   | 松阪市      | 株式会社 古御門ライス     | 松阪市 | 松阪市嬉野宮古町東出 920-1 ほか 3 筆  |
| 青山 正    | 松阪市      | 株式会社 古御門ライス     | 松阪市 | 松阪市嬉野宮古町前川原 1214         |
| 小畑 隆司   | 松阪市      | 株式会社 古御門ライス     | 松阪市 | 松阪市嬉野宮古町堀田 1301 ほか 1 筆   |
| 松本 久義   | 松阪市      | 株式会社 古御門ライス     | 松阪市 | 松阪市嬉野平生町北浦 1040          |
| 松岡 きりの  | 松阪市      | 株式会社 古御門ライス     | 松阪市 | 松阪市嬉野平生町屋い田 1180 ほか 1 筆  |
| 坂井 令子   | 松阪市      | 株式会社 古御門ライス     | 松阪市 | 松阪市嬉野平生町屋い田 1203         |
| 北川 マサエ  | 松阪市      | 株式会社 古御門ライス     | 松阪市 | 松阪市嬉野見永町正木 718-1 ほか 2 筆  |
| 八手又 ゆたか | 愛知県名古屋市長 | 株式会社 古御門ライス     | 松阪市 | 松阪市嬉野津屋城町水通 1550 ほか 9 筆  |
| 福島 峰子   | 津市       | 株式会社 古御門ライス     | 松阪市 | 松阪市星合町前田 1693-1          |
| 奥田 徹    | 松阪市      | 株式会社 古御門ライス     | 松阪市 | 松阪市甚目町平田 24-1 ほか 2 筆     |
| 山下 治巳   | 松阪市      | 株式会社 山本ライスセンター  | 松阪市 | 松阪市小野町柳 913 ほか 1 筆       |
| 猪子 勝史   | 松阪市      | 株式会社 山本ライスセンター  | 松阪市 | 松阪市大阿坂町上神田 1839 ほか 3 筆   |
| 竹林 武一   | 津市       | 株式会社 山本ライスセンター  | 松阪市 | 松阪市小阿坂町八王子 317 ほか 1 筆    |
| 前倉 秀次   | 松阪市      | 株式会社 山本ライスセンター  | 松阪市 | 松阪市小阿坂町字小間 3805 ほか 1 筆   |
| 中瀬古 治   | 松阪市      | 株式会社 山本ライスセンター  | 松阪市 | 松阪市小阿坂町墓垣内 4073          |
| 平城 民代   | 松阪市      | 株式会社 山本ライスセンター  | 松阪市 | 松阪市小阿坂町野中 4123 ほか 2 筆    |
| 小林 亮太   | 愛知県名古屋市長 | 株式会社 小林 F. R. C | 松阪市 | 松阪市朝田町齊宮 1222            |
| 水谷 裕美   | 松阪市      | 株式会社 小林 F. R. C | 松阪市 | 松阪市立田町道倉 961 ほか 4 筆      |
| 北川 ちはる  | 松阪市      | 株式会社 小林 F. R. C | 松阪市 | 松阪市西野々町横町 28-1 ほか 10 筆   |

|        |        |                 |     |                         |
|--------|--------|-----------------|-----|-------------------------|
|        |        | C               |     | 筆                       |
| 加藤 正子  | 松阪市    | 株式会社 小林 F. R. C | 松阪市 | 松阪市西野々町西浦 204 ほか 2 筆    |
| 加藤 さと子 | 松阪市    | 株式会社 小林 F. R. C | 松阪市 | 松阪市西野々町西浦 221 ほか 1 筆    |
| 伊藤 静雄  | 松阪市    | 株式会社 小林 F. R. C | 松阪市 | 松阪市西野々町山森 257 ほか 3 筆    |
| 小林 亮太  | 愛知県名古屋 | 株式会社 小林 F. R. C | 松阪市 | 松阪市佐久米町白町 46 ほか 10 筆    |
| 小林 道男  | 松阪市    | 株式会社 小林 F. R. C | 松阪市 | 松阪市佐久米町西社 606-1 ほか 3 筆  |
| 久村 順幸  | 松阪市    | 株式会社 陽光園        | 松阪市 | 松阪市小津町雨龍 46 ほか 4 筆      |
| 中村 智恵  | 松阪市    | 中村 壽秀           | 松阪市 | 松阪市小津町字小沼 220 ほか 7 筆    |
| 山田 隆司  | 松阪市    | 株式会社 アグリ S 松阪   | 松阪市 | 松阪市曲町荘ノ坪 1975 ほか 2 筆    |
| 西山 茂企  | 松阪市    | 株式会社 アグリ S 松阪   | 松阪市 | 松阪市田牧町阿し原 33 ほか 3 筆     |
| 中出 武志  | 松阪市    | 株式会社 アグリ S 松阪   | 松阪市 | 松阪市井村町ウブシ 198-1 ほか 2 筆  |
| 西川 孝義  | 松阪市    | 株式会社 アグリ S 松阪   | 松阪市 | 松阪市井村町ウブシ 205-1 ほか 8 筆  |
| 岩田 里文  | 松阪市    | 間柄 孝文           | 松阪市 | 松阪市山室町岡斉 882-2 ほか 10 筆  |
| 有瀧 弘昭  | 松阪市    | 株式会社 いわつか農産     | 松阪市 | 松阪市上川町池田 4406 ほか 2 筆    |
| 鈴木 芳之  | 松阪市    | 株式会社 いわつか農産     | 松阪市 | 松阪市安楽町堀垣 381-1 ほか 3 筆   |
| 近田 幸久  | 松阪市    | 株式会社 いわつか農産     | 松阪市 | 松阪市安楽町上植田 620 ほか 3 筆    |
| 近田 薫   | 松阪市    | 株式会社 いわつか農産     | 松阪市 | 松阪市安楽町向川原 712 ほか 4 筆    |
| 脇田 真弥  | 松阪市    | 株式会社 いわつか農産     | 松阪市 | 松阪市安楽町向川原 714 ほか 1 筆    |
| 脇田 博之  | 松阪市    | 株式会社 いわつか農産     | 松阪市 | 松阪市安楽町中植田 773           |
| 宇平 幸一  | 東京都立川市 | 株式会社 いわつか農産     | 松阪市 | 松阪市安楽町中植田 774           |
| 水谷 匡利  | 松阪市    | 株式会社 いわつか農産     | 松阪市 | 松阪市山下町門 417-1 ほか 4 筆    |
| 宮崎 泰秀  | 松阪市    | 株式会社 いわつか農産     | 松阪市 | 松阪市山下町六反田 436 ほか 1 筆    |
| 堀田 榮子  | 松阪市    | 株式会社 いわつか農産     | 松阪市 | 松阪市山下町六反田 493-1 ほか 5 筆  |
| 山路 正也  | 松阪市    | 株式会社 いわつか農産     | 松阪市 | 松阪市山下町六反田 440 ほか 2 筆    |
| 奥田 武司  | 松阪市    | 株式会社 いわつか農産     | 松阪市 | 松阪市山下町溝添町 461           |
| 横井 久一  | 松阪市    | 株式会社 いわつか農産     | 松阪市 | 松阪市山下町溝添 463            |
| 鈴木 たまへ | 松阪市    | 株式会社 いわつか農産     | 松阪市 | 松阪市山下町溝添 464            |
| 大北 實   | 松阪市    | 株式会社 いわつか農産     | 松阪市 | 松阪市山下町新田 537            |
| 横井 正興  | 松阪市    | 株式会社 いわつか農産     | 松阪市 | 松阪市山下町新田 541            |
| 奥田 佳久  | 松阪市    | 株式会社 いわつか農産     | 松阪市 | 松阪市豊原町山際 265-3 ほか 1 筆   |
| 高田 正和  | 松阪市    | 株式会社 いわつか農産     | 松阪市 | 松阪市豊原町山際 266-1          |
| 松田 れい子 | 松阪市    | 株式会社 いわつか農産     | 松阪市 | 松阪市豊原町山際 267-4          |
| 池田 精郎  | 松阪市    | 株式会社 いわつか農産     | 松阪市 | 松阪市豊原町宮の腰 1898          |
| 園部 幸子  | 松阪市    | 株式会社 いわつか農産     | 松阪市 | 松阪市豊原町西出 1968-2 ほか 3 筆  |
| 奥田 恭久  | 松阪市    | 株式会社 いわつか農産     | 松阪市 | 松阪市豊原町中垣内 1925          |
| 平岡 英郎  | 松阪市    | 株式会社 いわつか農産     | 松阪市 | 松阪市豊原町中垣内 1931 ほか 4 筆   |
| 菌部 功   | 松阪市    | 株式会社 いわつか農産     | 松阪市 | 松阪市豊原町中垣内 1944-1 ほか 3 筆 |
| 平岡 恒晴  | 松阪市    | 株式会社 いわつか農産     | 松阪市 | 松阪市豊原町堂垣内 1955 ほか 2 筆   |
| 関守 陽治  | 松阪市    | 株式会社 いわつか農産     | 松阪市 | 松阪市豊原町西出 1965           |
| 増田 幸代  | 松阪市    | 橋本 尚委           | 松阪市 | 松阪市豊原町竹良田 827-1 ほか 5 筆  |

|        |        |             |     | 筆                       |
|--------|--------|-------------|-----|-------------------------|
| 奥田 武司  | 松阪市    | 橋本 尚委       | 松阪市 | 松阪市豊原町竹良田 831 ほか 6 筆    |
| 奥田 佳久  | 松阪市    | 橋本 尚委       | 松阪市 | 松阪市豊原町竹良田 832 ほか 2 筆    |
| 奥田 奈津希 | 松阪市    | 橋本 尚委       | 松阪市 | 松阪市豊原町芝原 848-1          |
| 池村 安憲  | 松阪市    | 橋本 尚委       | 松阪市 | 松阪市豊原町芝原 851-1 ほか 5 筆   |
| 井上 勝   | 松阪市    | 橋本 尚委       | 松阪市 | 松阪市豊原町芝原 852-1 ほか 7 筆   |
| 小川 義治  | 松阪市    | 橋本 尚委       | 松阪市 | 松阪市豊原町字芝原 860-1 ほか 4 筆  |
| 宇佐美 毅  | 松阪市    | 橋本 尚委       | 松阪市 | 松阪市豊原町字芝原 862-1 ほか 2 筆  |
| 三宅 義則  | 松阪市    | 橋本 尚委       | 松阪市 | 松阪市豊原町芝原 868 ほか 4 筆     |
| 松田 れい子 | 松阪市    | 橋本 尚委       | 松阪市 | 松阪市豊原町字岡本 891 ほか 2 筆    |
| 平岡 恒晴  | 松阪市    | 橋本 尚委       | 松阪市 | 松阪市豊原町字岡本 896 ほか 1 筆    |
| 飯田 恵子  | 松阪市    | 橋本 尚委       | 松阪市 | 松阪市豊原町字石踏 936-2 ほか 3 筆  |
| 奥田 一郎  | 松阪市    | 橋本 尚委       | 松阪市 | 松阪市豊原町字うなぎ 941 ほか 5 筆   |
| 松田 幸子  | 松阪市    | 橋本 尚委       | 松阪市 | 松阪市豊原町うなぎ 942           |
| 山本 芳敬  | 松阪市    | 橋本 尚委       | 松阪市 | 松阪市豊原町流田 1704 ほか 1 筆    |
| 森 敦子   | 松阪市    | 橋本 尚委       | 松阪市 | 松阪市豊原町字流田 1706          |
| 奥田 元康  | 松阪市    | 橋本 尚委       | 松阪市 | 松阪市豊原町字流田 1707 ほか 1 筆   |
| 渡邊 和昌  | 愛知県名古屋 | 橋本 尚委       | 松阪市 | 松阪市豊原町字流田 1710          |
| 奥田 二三生 | 兵庫県神戸市 | 橋本 尚委       | 松阪市 | 松阪市豊原町流田 1711           |
| 橋本 幸典  | 松阪市    | 橋本 尚委       | 松阪市 | 松阪市豊原町字流田 1716 ほか 1 筆   |
| 永田 吉彦  | 松阪市    | 橋本 尚委       | 松阪市 | 松阪市豊原町石川田 1725          |
| 太田 光則  | 松阪市    | 橋本 尚委       | 松阪市 | 松阪市豊原町字この 1736 ほか 4 筆   |
| 米田 徳雄  | 松阪市    | 橋本 尚委       | 松阪市 | 松阪市豊原町この 1740           |
| 松田 正美  | 松阪市    | 橋本 尚委       | 松阪市 | 松阪市豊原町字小庄津 1775-2       |
| 奥田 洋子  | 松阪市    | 橋本 尚委       | 松阪市 | 松阪市豊原町志のだ 1784          |
| 森 政一   | 松阪市    | 橋本 尚委       | 松阪市 | 松阪市豊原町志のだ 1798          |
| 門口 米子  | 松阪市    | 近藤 昌弘       | 松阪市 | 松阪市中万町野田 2467 ほか 3 筆    |
| 門口 稔   | 松阪市    | 近藤 昌弘       | 松阪市 | 松阪市中万町戸笠 2710           |
| 長谷川 清規 | 松阪市    | 株式会社 古御門ライス | 松阪市 | 松阪市嬉野森本町中ノ廣 2258 ほか 1 筆 |
| 井上 正登  | 松阪市    | 株式会社 古御門ライス | 松阪市 | 松阪市嬉野宮古町里前 799-1 ほか 3 筆 |
| 溝田 隆   | 松阪市    | 溝田 幸生       | 松阪市 | 松阪市新屋敷町北當田 90 ほか 5 筆    |
| 大東 丈文  | 松阪市    | 佐野 勝巳       | 松阪市 | 松阪市中万町尾ダケ 2944 ほか 2 筆   |
| 伊藤 りつ子 | 松阪市    | 三宅 公朗       | 松阪市 | 松阪市高町高寄 1167-1 ほか 6 筆   |
| 小川 剛司  | 松阪市    | 三宅 公朗       | 松阪市 | 松阪市高町高屋 1227            |
| 太田 英樹  | 松阪市    | 三宅 公朗       | 松阪市 | 松阪市高町高屋 1281            |
| 竹村 和子  | 松阪市    | 三宅 公朗       | 松阪市 | 松阪市幸生町東沢 1296-1 ほか 1 筆  |
| 鈴木 欣二  | 松阪市    | 若山 政生       | 松阪市 | 松阪市茅原町上分瀬 83-2          |
| 若山 美恵子 | 松阪市    | 若山 政生       | 松阪市 | 松阪市茅原町字上分瀬 97           |
| 上島 俊美  | 松阪市    | 株式会社 小塩農美   | 松阪市 | 松阪市茅原町東沖 3396           |
| 中西 宏   | 松阪市    | 小森 時男       | 松阪市 | 松阪市嬉野滝之川町字前田 713-1      |
| 服部 美保  | 松阪市    | 小森 晴行       | 松阪市 | 松阪市嬉野滝之川町小甚吾 545        |

|       |        |           |     |                        |
|-------|--------|-----------|-----|------------------------|
| 中村 寛人 | 松阪市    | 小林 秀道     | 松阪市 | 松阪市美濃田町船橋 435 ほか 1 筆   |
| 小畑 守史 | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市東町尼作 962 ほか 19 筆    |
| 出口 喜男 | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市幸生町前沢 385-1 ほか 18 筆 |
| 橋本 柳一 | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市幸生町前沢 385-2         |
| 橋本 三寿 | 千葉県浦安市 | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市幸生町前沢 390-1 ほか 17 筆 |
| 出口 一美 | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市幸生町前沢 395-1 ほか 5 筆  |
| 寺西 貞郎 | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市幸生町浜田 1083-1        |
| 寺西 敏子 | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市幸生町浜田 1084 ほか 4 筆   |
| 小畑 守史 | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市大津町和倉 1353 ほか 3 筆   |
| 川合 一好 | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市田村町彦 1 ほか 6 筆       |
| 北村 眞一 | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市田村町彦 9 ほか 1 筆       |
| 北村 正子 | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市田村町彦 10-1 ほか 1 筆    |
| 三宅 智紀 | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市田村町彦 11-1 ほか 8 筆    |
| 三宅 邦美 | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市田村町ひの口 30 ほか 7 筆    |
| 笠井 実  | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市田村町ひの口 33           |
| 笠井 隆志 | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市田村町七田 42-1 ほか 2 筆   |
| 中島 幸一 | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市田村町七田 43 ほか 4 筆     |
| 磯井 純子 | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市田村町七田 45-1 ほか 5 筆   |
| 宇田 好和 | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市田村町扇 208-3          |
| 中島 二郎 | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市田村町五反田 212 ほか 1 筆   |
| 中島 幸一 | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市田村町五反田 213 ほか 2 筆   |
| 高津 由貴 | 埼玉県川越市 | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市田村町五反田 216 ほか 2 筆   |
| 宇田 佳展 | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市田村町五反田 217-1 ほか 4 筆 |
| 辻本 憲郎 | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市田村町五反田 223-1 ほか 3 筆 |
| 森本 満  | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市田村町江所 279           |
| 山越 進  | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市田村町東浦 281-1 ほか 2 筆  |
| 山越 弘一 | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市田村町東浦 284-1         |
| 川合 啓一 | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市田村町寺前 315 ほか 4 筆    |
| 笠井 和江 | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市田村町寺前 319-1         |
| 宇田 宏  | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市田村町大関 321 ほか 1 筆    |
| 宇田 靖  | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市田村町大関 322-1         |
| 宇田 正己 | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市田村町大関 323-1 ほか 1 筆  |
| 平松 義生 | 松阪市    | 松阪興産 株式会社 | 松阪市 | 松阪市小野江町中興 772-1 ほか 7 筆 |
| 平谷 孝  | 松阪市    | 松葉 たつ子    | 松阪市 | 松阪市柿木原町丸橋 858          |
| 澤 信作  | 松阪市    | 森山 祐樹     | 松阪市 | 松阪市井口中町字東川原 969        |
| 中西 武  | 松阪市    | 森山 祐樹     | 松阪市 | 松阪市高木町字前田 1516 ほか 4 筆  |
| 澤 さと子 | 松阪市    | 森山 祐樹     | 松阪市 | 松阪市高木町字内垣内 1270 ほか 2 筆 |
| 澤 弘規  | 松阪市    | 森山 祐樹     | 松阪市 | 松阪市高木町字寺山 1360 ほか 2 筆  |
| 井村 まつ | 松阪市    | 森山 祐樹     | 松阪市 | 松阪市高木町字内垣内 1290 ほか 2 筆 |
| 深田 光二 | 松阪市    | 深田 博行     | 松阪市 | 松阪市大平尾町六地藏 227 ほか 3 筆  |
| 川端 孝司 | 松阪市    | 青木 みつ子    | 松阪市 | 松阪市腹太町柳原 740 ほか 3 筆    |

|        |        |                     |     |                              |
|--------|--------|---------------------|-----|------------------------------|
| 宇田 治実  | 松阪市    | 青木 みつ子              | 松阪市 | 松阪市保津町高ほた 405-2 ほか 2 筆       |
| 山川 章   | 松阪市    | 青木 みつ子              | 松阪市 | 松阪市保津町橋ノ爪 1154               |
| 田所 馨   | 松阪市    | 青木 宣明               | 松阪市 | 松阪市目田町字門 175-1 ほか 2 筆        |
| 永井 すみ子 | 松阪市    | 青木 宣明               | 松阪市 | 松阪市稲木町字下久保 1465 ほか 2 筆       |
| 永井 富士雄 | 松阪市    | 青木 宣明               | 松阪市 | 松阪市稲木町字下久保 1479              |
| 大島 正臣  | 松阪市    | 青木 宣明               | 松阪市 | 松阪市稲木町字池ノ田 1651 ほか 1 筆       |
| 高木 久年  | 津市     | 青木 宣明               | 松阪市 | 松阪市稲木町字堀田 1845 ほか 1 筆        |
| 高橋 伸男  | 松阪市    | 石井 克幸               | 松阪市 | 松阪市殿村町 568                   |
| 鈴木 浩三  | 松阪市    | 川俣 英二               | 松阪市 | 松阪市神守町東浦 315 ほか 5 筆          |
| 橋本 直也  | 松阪市    | 川俣 英二               | 松阪市 | 松阪市神守町北浦 367 ほか 1 筆          |
| 西口 信夫  | 松阪市    | 川俣 英二               | 松阪市 | 松阪市神守町北浦 374-1 ほか 3 筆        |
| 西川 ひで子 | 松阪市    | 前川 好隆               | 松阪市 | 松阪市矢津町ドンド 349-1 ほか 3 筆       |
| 小林 治樹  | 松阪市    | 多賀 丈裕               | 松阪市 | 松阪市嬉野森本町東野 1830 ほか 5 筆       |
| 福永 雅一  | 松阪市    | 谷川 雅之               | 松阪市 | 松阪市立田町開出 1093                |
| 佐波 久義  | 松阪市    | 谷川 博紀               | 松阪市 | 松阪市伊勢寺町蛇原 1172 ほか 5 筆        |
| 浅井 りう子 | 松阪市    | 谷川 博紀               | 松阪市 | 松阪市伊勢寺町一ノ井 3883              |
| 清水 良一  | 松阪市    | 谷川 博紀               | 松阪市 | 松阪市伊勢寺町十一 3970 ほか 5 筆        |
| 八重葺 康司 | 松阪市    | 谷川 博紀               | 松阪市 | 松阪市伊勢寺町十一 4006               |
| 八重葺 敏一 | 松阪市    | 谷川 博紀               | 松阪市 | 松阪市伊勢寺町野田 4060 ほか 1 筆        |
| 有瀧 擴嗣  | 松阪市    | 谷川 博紀               | 松阪市 | 松阪市岩内町辰ケ鼻 321-1 ほか 4 筆       |
| 山崎 善高  | 松阪市    | 長谷川 豊               | 松阪市 | 松阪市下七見町南波瀬 55-1              |
| 小阪 登   | 松阪市    | 長谷川 和男              | 松阪市 | 松阪市船江町花田 672 ほか 1 筆          |
| 藤岡 輝男  | 津市     | 長野ライス 株式会社          | 松阪市 | 松阪市嬉野滝之川町前田 677 ほか 1 筆       |
| 竹内 千祥  | 松阪市    | 長野ライス 株式会社          | 松阪市 | 松阪市久保町足寄 726 ほか 5 筆          |
| 瀧口 政枝  | 松阪市    | 長野ライス 株式会社          | 松阪市 | 松阪市久保町足寄 724-1 ほか 1 筆        |
| 鈴木 嘉美  | 千葉県松戸市 | 田中 均                | 松阪市 | 松阪市船江町地古庵 69 ほか 7 筆          |
| 浅沼 定子  | 松阪市    | 農業生産法人 有限会社<br>中村農産 | 松阪市 | 松阪市柿木原町横手山 691               |
| 川村 満   | 松阪市    | 農業生産法人 有限会社<br>中村農産 | 松阪市 | 松阪市柿木原町丸橋 871                |
| 西川 和美  | 松阪市    | 農業生産法人 有限会社<br>中村農産 | 松阪市 | 松阪市土古路町土古路前 591 ほか 1 筆       |
| 西浦 佳史  | 松阪市    | 農業生産法人 有限会社<br>中村農産 | 松阪市 | 松阪市乙部町糯稻田 257                |
| 坪井 孝郎  | 松阪市    | 農事組合法人 サンライ<br>ズ嬉野  | 松阪市 | 松阪市嬉野須賀町南コブケ 177 ほ<br>か 1 筆  |
| 福山 馨   | 松阪市    | 農事組合法人 サンライ<br>ズ嬉野  | 松阪市 | 松阪市嬉野須賀町南コブケ 187             |
| 鈴木 健二  | 松阪市    | 農事組合法人 サンライ<br>ズ嬉野  | 松阪市 | 松阪市嬉野津屋城町中ノ坪 1585 ほ<br>か 2 筆 |
| 福島 宣廣  | 松阪市    | 農事組合法人 サンライ<br>ズ嬉野  | 松阪市 | 松阪市嬉野田村町二反田 841-1<br>ほか 2 筆  |
| 川村 政義  | 松阪市    | 農事組合法人 サンライ<br>ズ嬉野  | 松阪市 | 松阪市嬉野須賀町大水戸 1973 ほか<br>1 筆   |

|        |          |                |     |                          |
|--------|----------|----------------|-----|--------------------------|
| 田中 久子  | 松阪市      | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野津屋城町堤下 1513 ほか 3 筆  |
| 田中 邦昭  | 松阪市      | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野須賀町西沖 2046 ほか 1 筆   |
| 松下 裕之  | 松阪市      | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野須賀町西沖 2047          |
| 飯田 眞佐美 | 松阪市      | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野田村町寺ノ前 368-1        |
| 石田 勝治  | 鈴鹿市      | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野田村町二反田 831 ほか 3 筆   |
| 川尻 廣子  | 松阪市      | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野田村町二反田 833 ほか 4 筆   |
| 廣島 貴雄  | 松阪市      | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野田村町二反田 843-1 ほか 3 筆 |
| 山本 真実子 | 松阪市      | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野田村町宮田 885 ほか 6 筆    |
| 井谷 美智代 | 津市       | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野田村町寺田 911-1 ほか 1 筆  |
| 堀川 重幸  | 松阪市      | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野田村町寺田 913-1         |
| 廣島 愛子  | 松阪市      | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野田村町寺田 931-1         |
| 福山 義光  | 松阪市      | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野算所町正道尻 757-1 ほか 2 筆 |
| 前川 克也  | 伊賀市      | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野算所町正道尻 759-1 ほか 1 筆 |
| 福山 秀樹  | 松阪市      | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野須賀領町並櫻 7            |
| 藤田 美佐代 | 松阪市      | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野黒野町北松 179-1 ほか 7 筆  |
| 中村 真佐子 | 松阪市      | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野須賀領町栗ノ内 655         |
| 伊藤 栄順  | 松阪市      | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野津屋城町水池 1441 ほか 1 筆  |
| 石田 辰男  | 松阪市      | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野津屋城町水池 1444         |
| 森田 公子  | 松阪市      | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野津屋城町水池 1471         |
| 鈴木 久善  | 松阪市      | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野津屋城町中ノ坪 1700 ほか 1 筆 |
| 鈴木 玲子  | 松阪市      | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野津屋城町馬渡り 1952        |
| 松島 克次  | 松阪市      | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野黒野町北松 162-1 ほか 2 筆  |
| 松島 照治  | 松阪市      | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野黒野町一ノ坪 193-1        |
| 葛西 照美  | 松阪市      | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野黒野町六反田 247          |
| 廣島 隆夫  | 松阪市      | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野黒野町宮前 415 ほか 2 筆    |
| 中山 幸博  | 松阪市      | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野黒野町分田 1536-3 ほか 2 筆 |
| 井口 美果  | 桑名市      | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野黒野町分田 1592-1 ほか 1 筆 |
| 石田 シヅエ | 和歌山県東牟婁郡 | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市 | 松阪市嬉野津屋城町中ノ坪 1583-2      |

|        | 郡      | ズ嬉野            |        |                          |
|--------|--------|----------------|--------|--------------------------|
| 川北 美信  | 松阪市    | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市    | 松阪市嬉野算所町正道尻 760          |
| 川北 春美  | 松阪市    | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市    | 松阪市嬉野田村町寺田 952           |
| 長田 一良  | 松阪市    | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市    | 松阪市嬉野津屋城町水通 1539 ほか 1 筆  |
| 古川 卓   | 松阪市    | 農事組合法人 サンライズ嬉野 | 松阪市    | 松阪市嬉野津屋城町二本松 1243 ほか 1 筆 |
| 田中 隆英  | 松阪市    | 平田 佳久          | 松阪市    | 松阪市舞出町松垣内 344 ほか 2 筆     |
| 田中 佐代子 | 津市     | 平田 佳久          | 松阪市    | 松阪市舞出町一ノ坪 624-2          |
| 荒川 和郎  | 松阪市    | 平田 佳久          | 松阪市    | 松阪市曾原町中三ノ割 2615 ほか 3 筆   |
| 河合 誠一郎 | 松阪市    | 飯田 淳史          | 松阪市    | 松阪市櫛田町北川原 1336           |
| 上嶋 静香  | 松阪市    | 堀木 芳生          | 松阪市    | 松阪市茅原町東沖 3457            |
| 宮田 美千代 | 松阪市    | 有限会社 喜多村アグリ    | 松阪市    | 松阪市西黒部町高保田 179-1 ほか 11 筆 |
| 野呂 昭彦  | 松阪市    | 有限会社 深緑茶房      | 松阪市    | 松阪市飯高町宮前浦出 693-1 ほか 5 筆  |
| 田中 豊実  | 松阪市    | 有限会社 茶工房香肌     | 松阪市    | 松阪市飯高町宮前奥の廣 1298 ほか 2 筆  |
| 長井 隆樹  | 松阪市    | 有限会社 茶工房香肌     | 松阪市    | 松阪市飯高町赤桶中切 2211-1 ほか 2 筆 |
| 村瀬 範芳  | 静岡県富士市 | 有限会社 茶工房香肌     | 松阪市    | 松阪市飯高町赤桶字栗子 2707-1       |
| 北垣戸 康郎 | 松阪市    | 有限会社 茶工房香肌     | 松阪市    | 松阪市飯高町赤桶字栗子 2724         |
| 堀川 和之  | 松阪市    | 有限会社 田園        | 松阪市    | 松阪市八重田町中の川原 1664 ほか 2 筆  |
| 森山 みつ子 | 松阪市    | 有限会社 田園        | 松阪市    | 松阪市八重田町石神 1892 ほか 1 筆    |
| 小泉 英雄  | 松阪市    | 有限会社 田園        | 松阪市    | 松阪市八重田町前田 1913-1 ほか 5 筆  |
| 脇野 一男  | 松阪市    | 澤村 高広          | 松阪市    | 松阪市立田町北浦 988             |
| 藤永 始嗣  | 松阪市    | 粕谷 正憲          | 松阪市    | 松阪市嬉野森本町字東野 267-1 ほか 1 筆 |
| 作田 久子  | 志摩市    | 結城 廣昭          | 志摩市    | 志摩市磯部町下之郷齋田 281          |
| 前田 直樹  | 松阪市    | 結城 廣昭          | 志摩市    | 志摩市磯部町下之郷齋田 283-1        |
| 中山 良徳  | 津市     | 結城 廣昭          | 志摩市    | 志摩市磯部町下之郷齋田 280          |
| 南 正昭   | 奈良県磯城郡 | 結城 廣昭          | 志摩市    | 志摩市磯部町下之郷齋田 282-1        |
| 岡田 美紀  | 志摩市    | 結城 正昭          | 志摩市    | 志摩市磯部町下之郷齋田 271-1        |
| 中山 温子  | 志摩市    | 結城 正昭          | 志摩市    | 志摩市磯部町下之郷齋田 420          |
| 神谷 良明  | 度会郡玉城町 | 田端 裕樹          | 度会郡玉城町 | 度会郡玉城町山岡上黒土 1452 ほか 3 筆  |

## 2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 7 年 3 月 25 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 2 月 21 日に終了した旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和 7 年 3 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域

亀山市辺法寺町

---

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 2 項の規定により、都市計画事業の認可を受けましたので、同法第 66 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 7 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事      一      見      勝      之

- 1    都市計画事業の種類及び名称  
     津都市計画道路事業  
     3・3・5 号津海岸御殿場線
  - 2    施行者の名称  
     三重県
  - 3    事務所の所在地  
     津市桜橋 3 丁目 446-34  
     津建設事務所
  - 4    事業地の所在  
     事業地を表示する図面において表示します。
- 

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可を受けましたので、同法第 66 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 7 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事      一      見      勝      之

- 1    都市計画事業の種類及び名称  
     桑名都市計画道路事業  
     3・4・10 号桑部播磨線
  - 2    施行者の名称  
     三重県
  - 3    事務所の所在地  
     桑名市中央町 5 丁目 71  
     桑名建設事務所
  - 4    事業地の所在  
     事業地を表示する図面において表示します。
- 

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可を受けましたので、同法第 66 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 7 年 3 月 25 日

三 重 県 知 事      一      見      勝      之

- 1    都市計画事業の種類及び名称  
     鈴鹿都市計画道路事業  
     3・4・7 号野町国府線
  - 2    施行者の名称  
     三重県
  - 3    事務所の所在地  
     鈴鹿市西条 5-117  
     鈴鹿建設事務所
  - 4    事業地の所在  
     事業地を表示する図面において表示します。
- 

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 7 年 3 月 25 日

## 三 重 県 知 事 一 見 勝 之

| 工事完了年月日       | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称           | 許可を受けた者の住所及び氏名                                            |
|---------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 令和7年<br>3月11日 | いなべ市員弁町畑新田字池ノ脇 636 ほか 25 筆   | 愛知県名古屋市東区葵 1 丁目 19-30<br>ヤマザキマザックキャピタル株式会社<br>代表取締役 山崎 智久 |
| 令和7年<br>3月11日 | 多気郡明和町大字斎宮字北野 3687-11 ほか 1 筆 | 松阪市嬉野中川町 639<br>田川 好平                                     |
| 令和7年<br>3月11日 | 多気郡明和町大字斎宮字北野 3687-10        | 伊勢市御薮町新開 410<br>中谷 幸弘                                     |

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年3月25日

## 三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 特定役務の名称 三重県総務部秘書課公用車運行管理業務委託
- 2 担 当 部 局 津市広明町 13 番地  
三重県総務部秘書課
- 3 落 札 者 決 定 日 令和7年3月3日
- 4 落 札 者 大阪府守口市八雲東町 2 丁目 82 番 22 号大日駅前ビル 3F  
国内ロジスティクス株式会社 代表取締役 吉田 朋美
- 5 落 札 金 額 入札価格 41,183,100 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 令和7年1月7日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年3月25日

## 三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 特定役務の名称 三重県本庁舎で使用する電気（予定使用量）3,145,000 kWh
- 2 担 当 部 局 津市広明町 13 番地  
三重県総務部管財課
- 3 落 札 者 決 定 日 令和7年2月21日
- 4 落 札 者 愛知県名古屋市東区東新町 1 番地  
中部電力ミライズ株式会社 代表取締役社長執行役員 神谷 泰範
- 5 落 札 金 額 入札価格 75,499,615 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 令和7年1月10日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年3月25日

## 三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 特定役務の名称 令和7年度建設資材価格等調査（実態調査・特別調査）業務委託
- 2 担 当 部 局 津市広明町 13 番地  
三重県県土整備部技術管理課
- 3 落 札 者 決 定 日 令和7年2月26日

|   |       |                                                  |
|---|-------|--------------------------------------------------|
| 4 | 落札者   | 愛知県名古屋市中区錦3丁目4番6号<br>一般財団法人建設物価調査会中部支部 支部長 橋詰 泰行 |
| 5 | 落札金額  | 入札価格 66,500,000 円<br>契約金額 73,150,000 円           |
| 6 | 決定手続  | 一般競争入札                                           |
| 7 | 入札公告日 | 令和7年1月10日                                        |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年3月25日

三重県知事 一 見 勝 之

|   |         |                                         |
|---|---------|-----------------------------------------|
| 1 | 特定役務の名称 | 令和6～9年度 三重県消防学校清掃業務委託                   |
| 2 | 担当部局    | 三重県鈴鹿市石薬師町452番地<br>三重県消防学校総務課           |
| 3 | 落札者決定日  | 令和7年3月6日                                |
| 4 | 落札者     | 三重県津市丸之内24番16号<br>タカノ商事株式会社 代表取締役 上山 博武 |
| 5 | 落札金額    | 入札価格 55,764,000 円<br>契約金額 61,340,400 円  |
| 6 | 決定手続    | 総合評価一般競争入札                              |
| 7 | 入札公告日   | 令和7年1月10日                               |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年3月25日

三重県知事 一 見 勝 之

|   |         |                                         |
|---|---------|-----------------------------------------|
| 1 | 特定役務の名称 | 令和6～9年度 斎宮歴史博物館清掃業務委託                   |
| 2 | 担当部局    | 三重県多気郡明和町竹川503番地<br>斎宮歴史博物館総務課          |
| 3 | 落札者決定日  | 令和7年2月26日                               |
| 4 | 落札者     | 三重県津市丸之内24番16号<br>タカノ商事株式会社 代表取締役 上山 博武 |
| 5 | 落札金額    | 入札価格 47,592,000 円<br>契約金額 52,351,200 円  |
| 6 | 決定手続    | 総合評価一般競争入札                              |
| 7 | 入札公告日   | 令和6年12月13日                              |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>